

平成25年度一般会計予算特別委員会会議録

平成25年3月14日(木)

(開会) 9:59

(閉会) 15:29

委員長

ただいまから、平成25年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第8号 平成25年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。第10款、教育費、190ページから237ページまでの質疑を許します。なお、江口委員の学校間ネットワークについて、予約システム保守委託料については、ほかの質疑とあわせて総括で行ってください。

はじめに、質疑通告されております、人権同和啓発事業委託料について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

おはようございます。197ページ、人権同和教育費、その中の人権同和啓発事業委託料というところをお願いいたします。今年度、委託料が増額されていますが、その理由を教えてください。

人権同和政策課長

委託料の増額の理由でございますが、平成24年度までは旧飯塚地区の人権啓発事業を委託いたしておりましたけれども、25年度につきましては直営で実施をしておりました旧4町の人権啓発事業も委託ということで、飯塚市全体の人権啓発にかかわる事業を委託することとしたためでございます。

宮嶋委員

では、委託先はどこでしょうか。

人権同和政策課長

委託先につきましては、平成24年度につきましては人権ネットいづかでございます。25年度につきましては、まだ未定でございます。

宮嶋委員

まだ、委託先は決まってないんですね。どういうふうにして募集というか、入札をされるのか、教えてください。

人権同和政策課長

25年度の委託先につきましても、今までほかにそういう専門業者がないというところで人権ネットいづかと随意契約をしまいでございますので、25年につきましてもそのように当課としては考えておるところでございます。

宮嶋委員

先ほどの答弁では、随意契約をするというような感じではなかったと思うんですが、はっきりしないと思うんですけどね。ほかに人権問題、いろいろ取り組んであるところはあると思います。ぜひ、公募していただきたいと思いますが、そういうふうにかちと随意契約ではなくて、公募されるのかどうか、もう一度はっきり教えてください。

人権同和政策課長

先ほども申し上げたかと思いますが、人権ネットへの随意契約につきましては、人権ネットいづかはNPO法人の規定により県知事に人権啓発事業などを認証された法人でございまして、人権問題を熟知されておりかつ啓発業務の知識を持っている業者という部分では、ほかにはございませんことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきまして、25年度につきましてもそのようにする考えでございます。

宮嶋委員

最初の質問に戻りますけれど、最初、随意契約だと言われましたか。最初、今から選定する

というふうに言われたと思うんですけど、もう随意契約というのを決められてるんですか。

人権同和政策課長

現時点におきましては、まだ未定ありますから未定ですというご答弁を申し上げましたけれども、当課の考えといたしましては、先ほど答弁したようなことでございます。

宮嶋委員

今から契約するんだから決まっていないということでしょうけれども、随意契約でいこうという方針だということですよ。人権ネットというのはどういう方々で構成されている団体なのか、教えてください。

人権同和政策課長

人権ネットいづかでございますが、この法人は平成16年4月、合併前の旧飯塚で設立されております。その構成メンバーということでございますが、8人の指導員を擁しておられます。それ以外にも、人権啓発事業以外にもですね、人権ネットいづかとしては事業をされておるようでございます。

宮嶋委員

質問は、どういう方で構成されているのですかという質問です。

人権同和政策課長

啓発の指導員の先生につきましては、以前、高校の教師あるいは中学校の教師をされてある方でございます。

宮嶋委員

人権同和问题啓発事業を遂行できる十分な能力を持つ職員を確保し、かつ事業に専念できる体制を整えることができるという団体であるということが、今回、委託先に決める選定条件というふうに聞いておりますけれども、この8人の今の職員の方々について、本当にそういう十分な能力を持つ職員なのかどうかということは、飯塚市としては確認をされていますか。

人権同和政策課長

飯塚市といたしましても、そのように認識をいたしております。

宮嶋委員

それではですね、そういうNPOの中におられる職員の名簿とか経歴とか、そういうのもいちいち市のほうで確認をされているんでしょうか。

人権同和政策課長

それにつきましても確認ということでございませぬけれども、先生方の中身につきましては、飯塚市としてはきちんと確認をしておるところでございます。

宮嶋委員

最初と最後が違ったような気がするんですけど、確認をされているんですね。

人権同和政策課長

はい、確認をいたしております。

宮嶋委員

この人権ネットというNPOは、部落解放同盟が母体となって全国的につくられているNPOになっています。いわゆる同和问题に関しての専門知識はたくさんお持ちだと思いますが、そういう意味ではあらゆる人権を視野に入れた幅広い人材確保が必要だと思いますので、ぜひその辺の指導員の方の資質というか、能力というか、そういうものをきちっと報告をしていただいて、確認をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

人権同和政策課長

その辺につきましては、きちんと確認をしましておるところでございますし、今後もそのようにしていきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

8人の指導員というか職員から、今回は13名ということで考えてあるようですけれども、人数がふえるところで、またどういう方がふえられるのか、そういうのもありますし、本当にその人権ネットだけしかこういう事業ができる人がいないのかどうか、その辺もぜひ精査していただきたいと思います。今回、委託先がふえることで増額をしていますけれども、この増額の根拠、どういう数字でこの増額になったのか、教えてください。

人権同和政策課長

今回の委託料の増額の内訳といたしましては、NPOの指導員13名の賃金といたしまして約3596万円、共済費といたしまして約544万円、消耗品費等諸経費といたしまして120万円、啓発講演会等の事業費といたしまして約197万円、消費税といたしまして223万円、合計4680万円となっております。

宮嶋委員

今、人権ネットの職員が8人で、合併してというか委託先がふえて、13名ということで、これ割り戻したらですね、大体、人数で1人あたりいくらで計算すると、順当にこの数字が出てくることになっています。ほとんど人件費なのだなということがよくわかります。委託をするということで啓発担当の職員の配置が変わると思うんですが、いま現在のいわゆる穂波、筑穂、庄内、穎田ですかね、人権センターというところの職員の配置人数はどんなふうになっておりますか。

人権同和政策課長

現在の啓発担当職員の配置といたしましては、飯塚地区担当といたしまして立岩会館に2名、穂波、筑穂、庄内、穎田地区担当としてそれぞれ隣保館及び公民館に各1名、計6名の啓発担当職員を配置いたしております。

宮嶋委員

それでは、25年度はこの配置がどういうふうになるんですか。

人権同和政策課長

今回、旧4町を委託するというので、旧4町の啓発担当係長、現在4名おりますが、そのうちの3名を削減し、市全体として啓発担当職員は3名ということになります。

宮嶋委員

旧4町の4名いらっしゃる分を廃止するのに、職員の配置は3名しか減らない。この理由は何でしょうか。

人権同和政策課長

今まで係長職を配置いたしておりましたことから、それぞれ重たい業務も抱えておりましたので、4名を削減してそれをそのままNPOに委託ということは、非常に荷が重いという部分もございましたので、管理監督という立場の担当係長はぜひ1名置くということで、このようにいたしておるところでございます。

宮嶋委員

4人を減らして、6人から3人体制になって、その1人は、立岩会館の2人はそのままということだと思いますが、その1人は、結局担当課に配置になるんだろうと思いますが、これがNPOを監督する係になるわけですか。

人権同和政策課長

立岩会館におります2名につきましては、従来からですね、旧飯塚地区8地区ございますが、そのNPOに委託しておる部分につきましても行政との連絡調整は密にしていかなければなりませんので、従来からこの立岩会館の2名の職員につきましては、旧飯塚地区担当ということにいたしておりましたところでございます。旧4町につきましても、取りまとめという担当職員を1名置くという立場で計3名ということにいたしております。

宮嶋委員

それではその立岩会館に2名と本庁に1名、3名の配置ということですね。それでは3名の担当職員の配置を減らされたことでどのくらいの経費が少なくなるのか、教えてください。

人権同和政策課長

今回の委託によりまして職員を3名減ということでございますので、人件費といたしましては3名分の約2550万円程度を見込んでおります。委託料が1800万円程度あがっておりますので、差し引き約1千万円の費用効果を見込んでおります。

宮嶋委員

資料を出していただいておりますが、追加資料の31ページの総括表、歳出のほうですね。これを見ていますと、ちょっとよくわからないんですが、中段が人権同和教育費ということで書いてあります。下段が24年度の予算で、上が25年度の予算なんです。この24年度の委託料の金額が当初予算の金額とは違うと思うんですが、これは単なる記入ミスなのかどうか。2883万2千円というのが昨年の委託料だったというふうに書いてあったと思うんですが、どうでしょうか。

人権同和政策課長

総括表の委託料につきましては、人権ネットへの委託料のほかにも委託料がありますので、その辺も加算しているところでございます。

宮嶋委員

25年度の予算は、これもそういうのが足してあるんですかね。

人権同和政策課長

そういうことでございます。

宮嶋委員

今年度の委託料は4680万円で上がっていて4687万4千円だから、まあ確かに微妙には違いますね。はい、わかりました。それで職員を減らしたことで委託料がふえたけれども、全体としては1千万円ほど削減になりますというような答弁でしたけれども、この表を見ますと、給料、職員手当、ほとんど変化はないんですけども、この辺の理由を教えてください。

人権同和政策課長

人件費につきましては、24年度並みの人件費が上がっております。これにつきましては、この決定といたしますが、交渉のほうも長引いたところがございますので、人件費の予算までは今回は扱っておりませんが、補正予算で対応することになるというふうに考えております。

宮嶋委員

委託にかけて職員を減らすということで、委託費が上がって職員の経費はそのままというのはどうしても納得がいかないんですね。交渉が長引いたというふうにおっしゃいましたけれど、どういう交渉をだれとされたんでしょうか。

人権同和政策課長

旧4町の啓発事業につきまして、直営から委託へと大きな転換でございますので、関係団体との協議調整は当然必要になってくるかと思っておりますので、その辺の調整が多少長引いたこともありまして、人件費につきましては、当初予算で対応ができなかったものでございます。

宮嶋委員

こういうことを決められてね、こういう予算を出されるのはどうしても納得がいかないんですけれども、地元というのはいわゆる運動団体のことなんですか。

人権同和政策課長

地元ということではなく、関係団体というふうに申し上げております。

宮嶋委員

関係団体というのは部落解放同盟のことでしょうか。

人権同和政策課長

そういうことでございます。

宮嶋委員

今までですね、旧4町の隣保館行政は職員が入ってやっていたわけでしょう。部落解放同盟がやっていたんですか。

人権同和政策課長

人権啓発業務につきましては、市が責任を持って行ってきたところでございますし、今後もそういうことでいく所存でございます。しかしながら、部落解放同盟飯塚市協との調整協議につきましては、避けては通れない部分もございますので、関連団体と協議調整、連携をしながらやってきておりますので、今後ともそのようにいく所存でございます。

宮嶋委員

市が行政をやっていくのに、その関係団体と協議調整をしていかないといけない。どういう協議をされたのか、教えてください。

人権同和政策課長

直営で係長を配置しておりました関係で、どのような部分について委託にするのか、どのような部分に市が関与するのか、啓発事業の後退にならないのか、もろもろの協議は当然必要なことだと思っております。

宮嶋委員

それは今まで直営でやっていて、市が責任を持ってやっていた部分を、今後委託するんだら委託先と協議すべきでしょう。そういう意味では人権ネットは部落解放同盟と一体だということなんでしょうか。

人権同和政策課長

一体ということではございませんので、人権啓発事業の中身について協議調整を行ってまいったところでありますから、人権ネットと解放同盟との関係はこの際考えてはおりません。

宮嶋委員

考えてなければ、今まで直営で市がやっていた部分を、人権ネットに委託することに私は反対ですけれども、委託先と今後こういうことまでやってくださいと、委託の内容については、その委託先が決まって協議すべきであって、その前に違うところと協議をするというようなことは絶対におかしいと思います。職員を減らすことで委託料を積算して上程したのに、その職員の賃金も何も減らしてないと、こういう予算の組み方がほかのところであるのかどうかですね。いろんな方がこういうのに予算をつけていただきたいということで、いろいろ市に陳情されたりいろんなことがあると思うんですけれども、大概後ろが決まっています何月ごろにはもう調整に入っているんで、いま言われてもそういう予算はちょっと組めませんよと言って断られるのが本当なんですよね。大体いつまでに今回の予算というのは出さないといけなかったんですか。

財政課長

委託がふえて人件費のほうが抜けていないことでのお尋ねと思いますが、係長3名と嘱託1名が減になりますが、係長3名につきましては退職するわけではりませんので、人件費全体として予算を確保する必要がありますので、仮に、ちょっとここに置いたままにはなっておりますが、補正で3名分は正式に4月以降の配置が決まりましたときに、補正できれいに配属先のところで予算を組み直して調整をするようにしております。仮に置いているという形になります。予算の調整ですが、1月20日過ぎぐらいに最終調整をしております。

宮嶋委員

では、ほかのところでも、こういうふうな予算の組み方をされているんですかね。

財政課長

人件費につきましては、正式な配属が決まるのは4月以降になりますので、想定ということで全体の人件費の予算をあげております。

宮嶋委員

結局ですね、委託料をふやして職員の給料が、その職員の方は例えばここを委託してしまえば、この3人の方がどこに行かれるのかわからないけれども、ほかの部署で増員になるわけですね。この方の配置先は、新しい部署もどなたが来られるかわからないわけですから、例えば総務課に何名というようなところに人数としてきちっと入れとけばいいんじゃないですか。この3人どうしても浮いたことになるんですか。

財政課長

この3名の減は、当初予算編成上はですね、今回はそのマイナス3名分の人件費は表れてきませんが、今後の採用計画とか人員配置の中で、この3名分の削減効果というのが出てまいりますので、当初予算の編成上は直接出てこないという形にはなっております。

宮嶋委員

全体の職員配置になりますけれども、例えば部課25年度は何人いるというきちっと、いろんな事業とかを考えて、人数配置をきちっとやっておるんだと思うんですね。この3名は25年度になってどういうふうに、余っているからと言ったら悪いけど、どこかに配置しようというようなことではないと思うんですね。もう既に決まっていると思うんですよ、各課の人数が。そこに人数分入れておけばいいだけであって、ここは3人減るのがもうわかってるんだったら、最初から減らしておくべきだと思います。

総務部長

組織につきましてもですね、昨年見直しということで25年度から変わってまいります。それから総人数でございますけども、組織表の中では大体914名ぐらいで、全体の配置を考えておりました。ただ、現実にはそれが900名そこそこになります。だから欠員を持たせる場所には今から配置するわけですけども、総人数自体はすぐには配置が決まらないものですから、組織も変わっておりますので。ですから旧の体制の段階での人員をベースに張りつけをやっておりますので、予算はですね、補正の中で確定してから整理をさせていただくと、そういう形になりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

宮嶋委員

釈然としませんけれども、結局ですね、2500万からの予算を、どこかほかで上がってくるということなんでしょうけど、減額するということがわかってるのに、ここに付けているということが、それがもっと早くきちんと決まっているべきだと思いますし、先ほど答弁されたように、いま部長が答えられましたような意味合いとはちょっと違う気がするんですよ。関係団体との交渉が長引いたために職員を減らすことができなかったというふうにさっき課長は答弁されたんですよ。そっちのほうが本当じゃないかなという気がします。

総務部長

局所的に見ればそのような形になります。ただ人件費全体でばらまいとりますんで、こういった形で整理をさせていただいておると、あと確定した段階できちっとした形に振り分けをするという形で、ご理解のほどよろしく願いいたします。

宮嶋委員

納得はしません。特に関係団体との交渉というようなことで、結局NPOには任せるけど職員はそのまま残しておけというようなことで交渉が長引いたのかなというふうに思います。ちょっとその辺ですね、特別扱いと言うか、あらゆるところに、補助金の話にしてもそうですし、住民の皆さんが本当にこんなに困ってて、こんなふうに予算つけてくださいという要望がいろいろあります。そういうのはお金がないからといって蹴られるわりには、こういうところで、何かある一定の団体だけにはなかなか腰が引けているというか、きちんとした態度をとっ

ておられないということを指摘して、この質問は終わります。納得はできません。

委員長

次に、197ページ、人権・同和教育研究協議会補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

197ページ、人権同和教育費、人権・同和教育研究協議会補助金というところですが、この補助金の支出の根拠を教えてください。

人権同和政策課長

人権・同和教育研究協議会への補助金交付の根拠ということでございますが、飯塚市人権・同和教育研究協議会は、部落差別をはじめといたしますあらゆる差別の偏見をなくし、人権確立と共生社会を実現するため、人権同和教育及び啓発の実践と研究を目的に平成18年に設立されております。そういうことから、本市の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、また飯塚市人権擁護に関する条例、及び飯塚市補助金等交付規則、及び飯塚市人権同和教育研究団体等補助金交付要綱に基づきまして交付しておるところでございます。

宮嶋委員

それではこの補助金ですが、もう4年ぐらい前から263万6000円ということになっておりますが、この算定の根拠を教えてください。

人権同和政策課長

算定の根拠ということでございますが、資料の132ページ、平成24年度の予算をつけております。この中の事業費の計といたしまして234万円、それと需用費の中に、事業費に絡む需用費が入っておりますことから、その合計を補助金の算定といたしております。

宮嶋委員

この予算書、資料の132ページの予算書ですけども、これ2012年度ですから平成24年度だと思うんですが、事業費が234万円と言われましたよね。この本年度予算というところを見るのが正しいんじゃないですか。220万5000円になってますけれど、これはどういうことでしょうか。

人権同和政策課長

失礼しました。220万5000円です。

宮嶋委員

そして需用費が30万円、この30万円はこの需用費が76万円というふう書いてありますけど、このうちの何%というふうに計算をするんだと思うんですけども、そしたら予算金額が変わるんじゃないですか。

人権同和政策課長

先ほども申し上げましたけれども、事業費が220万5000円、需用費といたしましては76万円のうちの補助対象といたしましては50万円程度を計上いたしておりますので、合わせまして263万6000円ということでございます。

宮嶋委員

足し算あうんですかね。需用額は確か去年は30万円とおっしゃったと思うんですけど、50万円ですか。

人権同和政策課長

2012年、24年度の予算の組み立てといたしまして、事業費に相当する部分につきましては225万5000円です。それと需用費の中の事業費としての見込みといたしましては56万6000円でございます。

宮嶋委員

需用費ですね、去年はいくらでした。

人権同和政策課長

需用費につきましては昨年も76万円でございます。

宮嶋委員

76万円は去年の見ればわかりますけれど、そのうちのいわゆる補助金としての負担分ですよ。

人権同和政策課長

昨年につきましても56万6000円を補助対象として予算計上はいたしております。

宮嶋委員

それでは、去年の事業費の予算は、資料を見たら書いてあるじゃないかと言われるんですが、11年度の決算のところを見ますと、234万円ですよ。そして去年の補助金、いわゆるこの補助金はいくらでしたか。

人権同和政策課長

昨年につきましても263万6000円の補助金でございます。

宮嶋委員

だから需用費は30万だったんでしょう、去年。今年どうして需用費がそんなにふえるんですか。

人権同和政策課長

昨年につきましても、予算といたしましては需用費の計は76万円が変わりませんで、そのうちの補助対象経費といたしましては56万6000円を見込んでおったところでございます。

宮嶋委員

どなたか計算できる方は計算していただきたいんですが、去年の補助金は263万6000円だったんですよ。そしたら事業費が234万ですから、いわゆる需用費というのは私は30万にしかないと思います。さっきから56万6000円というふうにおっしゃってますけど、間違ってますでしょうか。

人権同和政策課長

事業費の234万円の組み立てのうち、その全額が補助対象というわけではございませんので、この需用費とあわせて263万6000円という算定をいたしております。

宮嶋委員

去年は234万円が事業費だったんですよ。結局、事業費プラス需用費で予算が組まれてたんです。違うんですか。説明ちょっとお願いしますよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

企画調整部長

資料の関係でございますけれど、これにつきましては平成24年度の予算額、それから平成23年度の予算額の比較をさせていただいております。平成25年度の当初予算につきましては、この24年度の補助金額を基本にして出しておりますけれど、当然、事業計画、また予算書、これにつきましては25年度に入りまして総会があったときに決まりますので、それにあわせて、もし増減があれば補正で対応したいというふうに考えております。

宮嶋委員

事業費がすべて補助対象だというふうに私は認識しておりましたけれど、事業費も一部補助対象ではない部分があるということで、需用費についても76万円ですけども、その中のある特定の部分について、事業をやっていくための費用がいくらということで積算をやっており

ますという答弁だと思います。不思議なのは、事業費が毎年違うであろう。それに伴う需用費も違うであろうと思いますけれども、予算はここ3年間、4年間ですかね、同じ金額でこれが上限だというふうに言われておるようですけれども、同額が提案されていると、そういう認識でよろしいでしょうか。

人権同和政策課長

委員ご指摘のとおり、この3年間を同額を推移をいたしておりますが、これはあくまでも予算額でございますので、決算額というのはまたこの数字以下になっておるところでございますので、また余剰金が出た場合は、補助対象経費について余剰金が出た場合は、翌年度の交付金につきましては減額するというふうにしておりますことから、今回予算的にはまだ団体の予算が確定はいたしておりませんので、予算的には前年同額を計上しておりますけれども、先ほど部長も答弁いたしましたように、その辺につきましては補正で対応するというにいたしております。

宮嶋委員

決算書を見ていただいたらわかりますけれども、いま余剰金とおっしゃいましたが、次年度の繰越金額が大変大きいということで、何度か指摘をしてきたんですが、平成23年度から余剰金の分の、これでいいますと前年度繰越金と書いてありますけれど、そのうちのいわゆる補助対象になる部分についての余剰金があれば、返還を求めるという答弁だったと思うんですが、この平成23年度について、いわゆる補助金の余剰金というのはあったのかなかったのか、教えてください。

人権同和政策課長

23年度決算におきましては、事業費の補助対象経費のうちの15万程度が余剰金として出しておるところでございます。

宮嶋委員

ということになればですね、この2012年度の予算の市の補助金額が昨年度より減るんじゃないんですか。同じ金額ですか、これは。

人権同和政策課長

この余剰金の減額につきましては、この団体の会計年度との絡みもでございますけれども、24年度にはその辺を対応しきっておりませんので、25年度の予算、この団体の予算でございますが、実際市が交付する時点におきましてその辺の減額はしてまいりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

そしたら25年度の予算の金額が減らないんですか。やっぱり上限だから、毎年同じ金額を出すということですかね。

人権同和政策課長

25年度の団体の予算につきましては、まだ今からでございますので、その辺の精査をいたしまして、実際の交付、交付時期が7月ぐらいになりますので、その時点でこの辺の減額はしてまいりたいと。ただし市の予算的にはまだ確定していない以上、前年同額を計上しているところでございます。

宮嶋委員

23年度、2011年度の差額が、15万とおっしゃいましたかね、出てきたわけでしょう。そしたらこの2012年度の予算には入ってこないかもしれませんが、25年度の予算にはもう確定してるんじゃないですか。わかるんじゃないですか。その分は差し引かれてるんですか。

人権同和政策課長

その部分につきましては、委員のご指摘のとおりでございますけれども、全体の事業量のボ

リユーム等も今から団体のほうが確定してまいりますので、それと含めて今回交付時期にその辺の減額をしてみたいということで、予算的には同額をあげておるところでございます。

宮嶋委員

年度がずれてると思うんですけど、23年度の余剰金があって、24年度の予算編成には間に合わなかったけれども、確定をしていると。そしたら上限が263万6000円で補助金を出しているわけですから、これから15万払い過ぎているわけですよ、前年度に。そしたら今年の補助金の上限額から減らすべきじゃないですか。

人権同和政策課長

その辺は市の予算としては減らすこともありますけれども、この団体の25年度予算が確定していない時点で、その辺を扱うことは今回いたしておりませんので、交付時期にきちっとしたいと思っております。

委員長

同じ内容の事業をするわけではないですよ、今回。まだ事業も終わってない。総会も終わっていないという説明をされるんですよ。そうでしょう。何年か前の同じ事業をするのであれば、減らしていきますよ。

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:08

委員会を再開いたします。

宮嶋委員

23年度の確定した余剰金を、25年度の予算をつける段階では24年度の精算が終わってしまっていないので、わかってるんだけども反映できないという説明です。それは余りにも遅すぎるというふうに思いますけれども、もうちょっとわかりやすくですね、勉強をお願いして、私も勉強したいと思いますけれども、来年度それでもうちょっとわかるような話ができればいいかなというふうに思います。この補助金も他の同和団体の補助金と一緒に、本当に市のために働いてあるということなんでしょうけれども、補助金頼みの団体で、そしてその挙句に余剰金が40万、50万という次年度繰越金を残してきて、このお金を何に使うのかなと思いますけれども、そういう補助金、もうちょっと精査してね、わかりやすく、例えばこの事業費の中の補助金も事業費は全部補助金だと思ってましたけども、一部ですよということですし、需用費の中でもどの部分が需用費なのか、きちっと精査して細かい数字が出てくるんだろうと思いますので、そういうものも、ぜひあとからでもいただきたいということを申し述べて、この質問を終わります。

委員長

次に、197ページ、解放子ども会の活動状況について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

これも資料を出していただいております。135ページに今の子ども会の参加状況を出していただいております。毎年のように言っておりますけれども、本当に参加する子どもさんが少なく、ゼロというところも出てきておりますし、先生は4人いらっしゃるのに、平均すると子どもが3人しか来ていないとか、そういうところもあるというふうに思います。それで本当にこの解放子ども会自体のあり方というか、必要性があるのかなというふうに思います。延べ人数で3,400人ということですが、実人数というのはわかるのでしょうか。

人権同和政策課長

平成24年度で申し上げますと、小学生が78名、中学生が23名、計101名でございます。

宮嶋委員

101名の子どもさんに対して530万円の講師謝礼金ということですが、解放子ども会に対しての項目というのがきちっと予算書にないと思うんですけども、この530万円の謝礼金以外にこの解放子ども会に使っているお金というのが、どのようなものがあるのかないのか、いくらあるのか、教えてください。

人権同和政策課長

解放子ども会関連予算につきましては、委員ご指摘の講師謝礼金の530万円のほかに、消耗品等の需用費が約140万円、交流会や合宿研修会等に使います施設借り上げ料等が約155万円程度でございます、合わせて約825万円となっております。

宮嶋委員

101人の子ども会に対して825万円の予算が組んであるということですね。これを割り戻したら1人80,000円ぐらいになるんですね。大変なこれだけの予算をかけてどのくらい成果が上がっているのかというのがあります、これは県費補助があるというふうに聞いておりますが、このうちのすべてではないんじゃないかと思いますが、県費補助はいくらでしょうか。

人権同和政策課長

平成25年度につきましては、解放子ども会全体予算の825万円のうち、239万円が県費補助でございます。これにつきましては、予算書の36ページに教育費、県補助金の人権同和問題啓発費補助金594万円の中に含まれておるところでございます。

宮嶋委員

するとですね、解放子ども会、市単費の持ち出しが586万円ということになりますが、これは予算書でもっとわかりやすくくりを、解放子ども会のくりをつくらせてやっていただきたいと思っております。こんなに市が持ち出しをしているということに私も初めて気が付きました。いま子ども会1人80,000円というふうに言いましたけれども、解放子ども会でない、地域の一般の子ども会、ここには補助金が出ているんじゃないかと思いますが、どんな補助金が出ているのか、1人あたりどのくらいの補助金が出ているのか、お聞きします。

中央公民館長

飯塚市子ども会指導者連絡協議会のことだと思いますけれども、25年度の補助金の予算で、昨年9月末の3歳から14歳までの人口13,706人に100円を乗じた額が補助金ということで、25年度予算は計上をしております。

委員長

金額は。

中央公民館長

金額は137万1千円です。

宮嶋委員

1人あたり100円と言われたんですね。間違いありませんかね。

中央公民館長

1人あたり100円でございます。

宮嶋委員

これは同列で比較できないというふうにおっしゃるだろうと思いますが、同じ飯塚市に住んで、片や1人100円、年間ですよ、これね。片や80,000円、これは差別じゃないですか。どうしてこういうね、予算の立て方ができるのかなど。13,000人で137万円で、110人で825万円。余りにもね、落差が大きすぎます。本当にきのうも子どもの健全育成支援事業ですかね、そういうところで論議がございましたけれども、ある一定の子どもたちを集めてすることにもっと配慮しないと、子どもたちの中で違和感というか、あるんじゃないかなというのがありましたけれども。まさにこの解放子ども会も、何であの子は行って

いるのに自分には行かないのかと聞く子もいるし、私はここでみんなと遊びたいのに、なんで自分だけそこに通わないといけないのかというふうなことで、子どもの中に本当に矛盾が、ちょっと利口な子だと、こういうことらしいよというような話があったりして、かえって差別を助長するんじゃないかなと思います。ぜひ、全額県費でやっているから、お金がくるからしないといけないということなのかなと思ってたんですけど、これだけ市からのお金の持ち出しがあるんだったら、お金を出すんだったら、もっと有効にこの586万円、もっと違うところで、もっと子どもたちのために良い使い道があると思いますが、この解放子ども会、廃止するというか、中止する、こういうふうな考えはないでしょうか。

人権同和政策課長

解放子ども会につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づきまして、実施しておるものでございますので、人権同和問題が解決するまでは続けてまいる所存でございます。

宮嶋委員

どうしても、法律、法律と言われますけれども、法律でこれだけのお金を使ってやりなさいというふうには書いてはおりません。ぜひ、いくら県の補助金が出てきたからといっても、しないといけないという法律もないと思うですよ、ぜひ、こういう差別を助長することにつながるような、解放子ども会の活動、強く見直しを要求してこの質問を終わります。

委員長

次に、201ページ及び209ページ、少人数学級教員配置事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

小学校と中学校がありますので、201ページ、209ページに少人数学級の予算が出てきております。35人以下学級を1年生は県費補助でやっているそうですけれども、小学校4年生まで拡大をいま飯塚市ではされてきておりますのと、中学校1年生が35人以下学級を実施されているということですのでけれども、これはいつから35人以下学級がされているのか、この間どういう効果があったのか、教えてください。

学校教育課長

市費によります少人数学級編制につきましては、平成20年度から22年度までは先ほど言われたように、小学校1年生から小学校2年生を対象に、いま委員の言われましたように、平成23年度からは国費により小学校1年生が35人以下学級の少人数以下学級となったことから、平成23年度は2年生から3年生と中学校1年生を対象に、平成24年度は小学校2年生から小学校4年生までと中学校1年生を対象に継続して実施してまいりました。また、少人数学級編制の成果につきましては、飯塚市内で本年度、小学校6校、中学校4校の学校のほうから提出された報告書の結果によりますと、まずきめ細やかな指導により学力が上がった。生徒指導上の諸問題に対して早期発見、早期解決ができるようになったなどの成果が報告されております。

宮嶋委員

やっぱり、少しでもクラス数が減れば子どもたちに行き届いた教育ができるということで取り組まれていて、小学4年生までということですのでけれども、近隣、嘉麻市なんかではもっと広げてあるというふう聞いておりますが、その辺わかっておられますか。

学校教育課長

嘉麻市においては30人学級で全学年されているということは聞いております。

宮嶋委員

お隣の嘉麻市では、24年度から小学校1年生は、先ほど県費といいましたけれど国費なんですね。小学校2年生から中学校3年生まで30人以下学級ということで取り組んであるんで

すよね。行政はいつも前例がないとか、近隣の市町村と話し合っとか言われますけれども、嘉麻市が先進的な事業として30人以下学級に取り組んであります。お聞きしたところ、小学校で14名、中学校で13名ということで、27人の先生を、いわゆる市の補助事業として先生を確保してやってあるということです。この25年度の飯塚市の予算では、小学校が2名、中学校で5名ということで、今17名の予算が組まれておりますが、もし小学校6年生まで、お隣は30人以下ですからね、35人以下学級を広げれば何人の先生が必要になりますか。

学校教育課長

ただいま25年度のことでありましたけれども、25年度の部分がまだ確定してませんので、24年度の方で報告させていただきますが、24年度で現在2年生から4年生まで実施している少人数学級編制を小学6年生まで拡大いたしましたら、小学校5年生において3名、小学校6年生は3名、計6名の市費加配教員が必要になっておりました。

宮嶋委員

それですね、できたら中学校までといきたいんですけども、なかなか中学になるともうちょっと人数がふえるんで、できたら、せめて35人以下学級を小学校6年生まで広げる。そのためには、予算がいま小学校が12名で予算を組んであって6415万円ですから、あと6人ふやすということになったら、大体この半分の人件費ですから、半分の3200万円ぐらいでできるんじゃないかなと思いますが、その辺をぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

議会でも答弁をしたと思いますが、現在、平成25年度は拡充しないということで4年生までということにしております。まず市費による少人数編制を近隣、県内、他市が実施しているところが多くなっております。そのため教員の人材確保などが困難な状況となっているということをご理解いただいておりますので、改めてご理解いただきたいというふうに思っております。

宮嶋委員

教員はすべて教育事務所に登録をされてるんですか。教員免許を持っていて職についていない方はたくさんいらっしゃるような気がするんですけど、その中でやられるんですかね。

学校教育課長

現在、他市でも少人数学級等が大変多くなっております。その部分で講師といいますが、教員を探すことが大変いま困難になっております。近年、病休とかいらっしやいまして、それに充てる教員も多くなっておりますので、そういう面ではたくさんいるというふうに思われておりますが、教員を探す部分が大変いま困難であるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

宮嶋委員

教育委員会として、やっぱり効果も上がっていると。きめ細かな指導ができて学力も上がっているというふうに効果を認められております。やはり5年生、6年生、多感な時期でありまして、できるだけやっぱり細かな指導をしていただきたいということで早期に、よそでやっているから人がいないと言われると飯塚市の子どもだけ置いてけぼりになりますので、今後、25年度には間に合わないかもしれませんが、次の年からでもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

委員長

次に、203ページ及び211ページ、就学援助費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

追加資料の143ページに、就学援助の資料を載せていただいております。やっぱり数字を見ますと、今の経済状況の中でやはり子どもが貧困の中で大変苦労していると。だんだんふえ

てきている状況が見て取れると思うんですが、この就学援助、飯塚市の場合は結構手厚くされているというふうには思っておりますけれども、この周知はいつごろ、どういうふうな方法でされるのか、教えてください。

学校教育課長

いま言われました就学援助の周知につきましては、まず在校生につきましては、全員に就学援助申請についてのお知らせをするとともに、3月市報及び飯塚市ホームページには3月1日から4月30日までそれを掲載しております。そして全市民の方にも周知をしております。また、小学校1年生の児童につきましては、入学説明会や入学式後に改めて周知をしております。

宮嶋委員

全員に周知をやっているということで、本当に必要な方が必要な援助を受けられるような体制をぜひとっていただきたいというふうに思いますけれども、就学援助を勧めたら親御さんが子どもが辛い思いをするんじゃないかとか、わかるんじゃないかということを心配されるんですけど、その辺の配慮というのはどういうふうなことをされているのか、お尋ねします。

学校教育課長

いま言われました分につきましては、教育委員会からも各学校のほうに十分指導しております。まず、配布物につきましても個人が特定にならないように全員に配布したりとか、そういうふうなことをやりまして子どもたちにはわからないように配慮をしております。

宮嶋委員

教育者ですからわかってあると思いますけども、ぜひその部分を注意していただきたいと思います。最後に今の子どものそういう貧困に対する学校での様子とか、何か気がつかれたことがありましたら教えてください。

学校教育課長

学校において経済状況というのは、確かに家庭訪問等をする中でいろいろ判明することがありますので、それにつきましては判明したら保護者の方にこの就学援助もありますというようなこともあわせてお知らせをしながらやっていっております。また子ども自身につきましては、学校の中でそういうふうな差があるからどうのということはないように指導しておりますので、そのところは安心しておいってください。

委員長

次に、205ページ、大規模改造事業について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

これは取り下げたつもりですけど。

委員長

取り下げですね、わかりました。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

214ページ、中学校費、飯塚第一中学校増築等工事について関連してお尋ねしますが、これは議会に対してどういうものをつくるんだという、何階建ての建物で教室が何教室あるとかそういうものは、どういうふうに示されましたか。

教育施設課長

この第一中学校の増築工事につきましては、1億5000万円以上の契約になりますので、契約議案として上程させていただいております。

委員長

そういうことじゃなくて、今まで議会に説明したかということ。

教育施設課長

特に委員会、議会等には事前には説明を行っておりません。

道祖委員

それではですね、どういう形で報告するつもりですか。

教育施設課長

先ほども申し上げましたように、契約議案として議案書の中で説明いたしておるつもりでございます。

道祖委員

ということは契約が決まったら、これは告示があって、入札があって、入札が決まったあと1億5000万円以上になってるから、6月議会の議案で議会承認ということで、そのときに載せるということですか。

教育施設課長

議会につきましては債務負担行為をとっておりますので、この3月議会に上程させていただいております。

道祖委員

では、図面はどこに出ていますか。

教育施設課長

詳しいものはございませんが、工事概要説明資料の中で、第一中学校増築等工事ということで68ページございますが、そこに配置等につきましては記載いたしております。

道祖委員

これに関して言ってますけどね、この増築工事は菰田中学校、第三中学校を統合して菰田の生徒、鯉田地区の生徒が一校に通学するようになるわけですよ。どういう環境で教育を受けるのか、関心ある方はあると思うんですよ。ただ僕らは全然知らないんですよ。なぜそういうことを丁寧に、この中学校だけですよ、小中学校統廃合をして一貫校にしない、飯塚市の中で関連校として中学校と連携、関連校としてやる制度なんですよ。一中は、そうでしょう。それだったら、丁寧にどんなものができるという説明はすべきじゃないかと、私は思いますけど、どう思います。

教育部長

第一中学校への第三中学校及び菰田中学校の統合と申しますか、それは一応26年4月に、再来年度でございますが、予定しております。先ほど申しました工事概要、施設の概要につきましては当初予算をあげるときに施設概要書、そして今回契約議案をあげておりますので、契約議案の中に一応図面をつけております。ただ委員おっしゃるように、来年統合になりますので、保護者等への説明と言いますか、そういうことは必要だと考えております。今回議決をいただきましたら、今後学校説明会において施設等の説明もさせていただきたいと思っております。

道祖委員

私もね、市民の代表として議会に来てるんですよ。今度は統合になりますよと、どういう校舎ができるんですよという説明を、どこにどういう校舎ができるんですよという説明をしようとしたときに、資料が手元にないんですよ。これ委員会に報告していただいたらですね、概略でもいいんですよ。俯瞰図でもなんでもいいんですよ。レイアウト図、いろいろなものがあるでしょう。出せる時期に出していただければ、例えば設計が終わって業者選定まで、入札までそれが決まらないとだめだというなら、それでも結構ですけど、別に業者選定の告示をしたときには、インターネットで出してるじゃないですか、図面を出してるでしょう。その時点で関係委員会に出すぐらいのことをしても構わないんじゃないですか。そうすれば僕らは委員会でどういう資料が出てますかといって確認して、その資料をいただければ説明できるんですよ。インターネットに出てるからそれを勝手に見ればわかるというんだったら、そういう話を説明してくださいよ。どの時点を出してますから、こういうふうに出しましたと、委員会に

説明してますとかいうならまだ話はわかる。あなた方はそういうことを一切説明してないんですよ。言えば資料をくれるかもわからないけど、これは何で言ってるかといったらね、これ以外のものについても、いま教育委員会は、ここ数年間、大規模改造をやってるし、調理室を自校方式にしている。ランチルームを作ってる。こういうことをずっとやってきているけど、その関連の図面、そういうものを委員会に1回でも示しました。今回でも昨年度の補正予算の中でいろいろ出てきてますよね、ランチルームをつくるのか。どんなものができるか一切わからない。自分で勝手に調べろという感じなんです。それはあまりにも、せっかく良いことをやっているんだから、示して何の不便があるんですか。あなた方の業務に何の差し支えがあるんですか。こういうものをつくりました。こういうものつくろうとしています。なぜ出さないんですか。

教育部長

確かに委員おっしゃるとおりでございます。今回、入札の結果というのは必ず委員会報告いたしますので、今後はそれに図面など参考につけてご紹介させていただきたいと考えております。

委員長

議会にする前にきちんと説明してくださいって言われようのに、今も結果と言われようんですよ、教育長。

教育長

いま委員ご指摘の、特に飯塚第一中学校の増築計画につきましては、耐震工事や補修工事とは異なり、学校再編にかかる工事でございますので、関係する地域や保護者の皆さんには大いに関心があり、また不安もあることだと思います。このような中でこれまで所管の委員会にも具体的な姿について提示ができておりませんでした対応について反省しています。今後そのような影響の大ききかろうと思われる件につきましては、所管の委員会等に報告をしていきたいと思っております。

道祖委員

影響の大小でとってますけれど、予算計上してやるやつだったら、ある程度図面で説明ができるようにね、所管の委員会に説明できるようにしてください。そしたら私も、その資料を見れば、あえて教育委員会にどんなものをつくるのかという問い合わせをしなくても済むわけですよ。今後、自分でインターネットで見ても構いませんけど。工事の入札の日時だけを教えてください。インターネットで見ますから、それぐらいは教えてください。よろしく願います。

それと、225ページ、図書館管理運営費に関連してお尋ねしますが、これは図書館の利用については、私が資料要求したわけじゃないんですけど、せっかく145ページに資料が出ておりますので、これを見ながらですね、ちょっとお尋ねしたいんですけど。12月議会で同僚議員が、図書館というのは、潁田図書館は土曜、日曜日が休館であるということですが、それ以外は確か月曜日が一律に休館になってるけれど、月曜日を開けてもらうようなことができないだろうかという質問をされておりますよね。それでその答弁では、管理委託しているところに相談して、今後検討したいというような答弁であったと記憶してんです。それは間違ってるかどうか指摘していただいて結構です。そういうふうに記憶しておりますけれど、今日まで3カ月になりますけれど、そういう検討はされているかどうか、お尋ねいたします。

生涯学習課長

今ご質問の件でございますが、12月議会において質問された内容では、日曜日を開けて月曜日を定休日としておりますので、その月曜日の定休日を別の日に振りかえられないかということでご質問いただきました。この件につきましては、図書館の指定管理者と話をさせていただきました。月曜日を別の日に変えるということは非常に混乱を招くということで難しいとい

うことで、新たに月曜日を開けること、例えばすべて月曜日を開けるということではなく、月に1回とか2回とかいうような形で、利用者の便宜を図るということについて、どのようなことで困難があるかということでお尋ねしたところ、どうしてもやはりいま週1日の休みで職員配置のサイクルでやっておりますので、新たにその休みがなくなることによって、職員をふやす必要があるということで経費の増、そういうところを市がある程度カバーしていただければ、それについて可能なこともあるということでございます。

道祖委員

これも12月議会、そういうふうと同僚議員がニーズがあるということで、質問されてて検討されているということですけど、費用がかかる。確かにそうでしょう。ですけど、やはり私もそのように要望されているんです。だから、ニーズがどこまであるかという問題については、調査の方法はいろいろあるかと思えますけれども、できれば働く人達がやっぱり月曜日に利用したい人もいるわけですから、その辺を工夫していただきますよう要望してこれを終わります。

もう1点あるんですけど、231ページ、社会教育費、その他の文化財保護費に関連してお尋ねしますが、鹿毛馬の神籠石については国の史跡という形で国の補助金を使いながらずっと購入してきたと思えますけれども、この購入予定の敷地はほぼもう100%ぐらい購入できたんじゃないかと思うんですけど、今後どのように整備をしていくのか、これについての考えをお示しいただきたいと思えます。

文化財保護課長

鹿毛馬神籠石につきましては、敷地買収対象面積の約97%が買収を終わっておりますが、そういうことで現在、教育委員会内部で今後の整備計画について検討している段階でございます。この検討が終われば、財政的なものとか、その他の関連事項がございますので、庁内で関連部署との検討を行いまして、計画を立てたいという考えでございます。

道祖委員

飯塚市内にある立派な史跡だと私は思っております。用地の買収が97%も進んでおると。以前はシンポジウムやらいろいろ開かれてたんですけど、早急にこの整備の方針を決めて取り組んでいただいて、やはり飯塚市の財産ですから、前向きに取り組んでいただきますよう要望して終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

江口委員

まず、190ページ、教育費の中のスクールサポーター配置事業費についてお聞きいたします。資料のほうを出していただいております。資料の124ページに出していただいているんですが、非常に大ざっぱな活動状況調べ、ありがとうございます。まず、このスクールサポーター、こういった方をサポーターとしてお願いしているのか、そこからお願いいたします。

学校教育課長

スクールサポーターは、次の資格の要件を有するものに委嘱しております。まず、ひとつが教員免許証を有するもの、警察等での勤務の経験のあるもの、スクールサポーターとして経験があるもの、スクールサポーターとして職務内容を理解し意欲のあるもの。この4点を資格要件としてあげております。

江口委員

では、活動状況についてなんですが、こんなことをやるんだよというのは載っているんですが、どのくらいの派遣日数であるとか、個別の支援回数であるとかという点は全くないんですね。その辺りのことをお教えいただけますか。

学校教育課長

派遣状況につきましては、現在学校長のほうから派遣の希望を出していただきまして、そこに書いておりますように、今のところ中学校2校、小学校2校に派遣をしております。派遣につきましてはほしい毎日派遣校に出向き、個別に子どもたちに指導、支援をしております。

江口委員

毎日というお話でしたけれど、4校ありますよね。それを順番に回るという形になるんですか。

学校教育課長

それぞれ時間帯を分けまして、半日勤務なり1日勤務というようなことで、週ごとにローテーションを組みましてまいらせております。

江口委員

これは学校のほうからの要請というふうなお話がありました。資料の125ページに、いじめ・体罰、校内暴力等の状況について資料を提出いただいております。校内暴力の分でいくと、中学校に関しては22年度というのはかなりの件数だったのが、一たん落ちついて、24年度はまた少しふえた。いじめに関しては、同じように23年度が一たん減ってはいるんだけど、またふえている状況でございます。そうすると本当にこの状況が、2人が要請があった学校のみに行くのがいいのかどうか。もっと積極的に人を張りつけて、きちんとやっていただくべきではないのかと思っているんです。そうしないとやはり、その学校の落ち着きがないと、その生徒さんの落ち着きがないと、それこそ勉強しようと思っても授業にならないケース等々があるとお聞きいたしております。その点についてもっと拡充すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

学校教育課長

現在、学校のほうからの派遣要請につきまして、今のところ2名というところでローテーションも含めて、生徒の指導または教員の指導等ができておりますし、そのほか教育相談対応等の教員もいただいておりますので、現在のところそれで問題解決をやっていこうというふうに考えております。

江口委員

もっと積極的にやったほうがいいんじゃないかと思えます。それともう1点、どういった方を派遣しているのかというところで、教員免許を持っている方、そして警察の勤務経験がある方、そしてスクールサポーターを経験がある方というお話がありました。また、ほかにもこういった方をお願いしたらいいと思える方が多分おられるんだと思えます。例えば自衛隊のOBの方ですね、いろんなところで活躍していただいているんですが、ある意味、自衛隊に入ってこられた方々をきちんと教育をして、一般社会人として教育をされてこられた方々が結構おられます。そういった方々も含めてさらにこの部分は充実すべきだということを、まず1点、申し上げておきます。

次に、先ほど道祖委員からお話がありました。一中の整備事業についてでございます。一中の整備事業の中で今回、自転車置き場というのは入っておりますでしょうか。

教育施設課長

今回の計画の中には自転車置き場は入っておりません。

江口委員

25年度ではなく、26年度からのスタートとなるわけですが、通学エリアは非常に広がりますよね。当然のことながら、歩いて通ってどのぐらいかかるんだろうと思うと、私はある意味、本当に遠距離になると自転車での通学というのに十分対応すべきだと思うんですが、そちらについてはどのようにお考えですか。

学校施設整備推進室主幹

ただいまのご質問でございます、一中の統合に関わりますソフトの部分につきましては、

23年度から関係者の皆さまにお集まりいただきまして協議組織を設置し、検討を進めておりますけれども、その中で現在ご指摘の自転車通学でございますが、一中と菰田中学校の2校は自転車通学を現在実施しておりません。第三中学校だけが実施をされているという状況でございます。その中で検討といたしましては、一中周辺の道路環境、交通安全の確保という点から自転車通学を全域に認めることは危険ではないかというような指摘もなされております。そこで現在も検討しておりますが、具体的に中学校といたしましては、来年度実際に通学をされる生徒さん方が対象になりますので、25年度中に通学方法については検討を行い、一定の結論を出す予定にしております。

江口委員

私が聞いたのは、いま後ろでも声がありましたが、一方的に学校がだめだという話をされた。今のお話だと菰田中学校と飯塚一中は禁止していると、飯塚第三中学校はオッケーをしているけれども全面的に広げるのはだめだと。まあ全部広げる必要はないと思うんです。私は遠距離の部分だけで構わないと思います。一中近辺の道路事情がというお話がありますが、そちらを見てみると遠賀川が流れております。遠賀川の川土手にはサイクリングロードがございます。それこそ一番安全な通学環境がそこがございます。そういうことを考えると、きちんとそれは学校長の判断とかいう形ではなくて、教育委員会としてきちんとコミットをして遠距離であれば当然のことながら通学距離、時間を考えると、それについては認める方向で検討すべきと思いますが、教育長のご返事をお伺いしたい。

学校施設整備推進室主幹

何といいましょうか、今のご意見を聞いておりますと、自転車通学を認めない方向でというふうにご理解されているようですが、先ほど申し上げましたように、まだ検討中でございます。したがって、その協議組織のほうにも議会からのご意見についてはお伝えしたいと思っております。今後協議を進めますので、ご理解をいただきたいと思っております。まだ決まっておりません。

江口委員

それでは、早期にきちんとした結論が、保護者ないし生徒がね、ああこれでよかったよねと思っただけのような結論が出るように、教育委員会としてきちんとコミットをしていただきたいと要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第10款 教育費について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、第11款 公債費から第12款 予備費、238ページの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、第11款 公債費から第12款 予備費についての質疑を終結いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。14ページから47ページまでの質疑を一括して許します。初めに、質疑通告されております、14ページ、滞納状況と特徴について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

14ページ、市税ですけれども、滞納状況についてお伺いいたしますが、まず、今回の予算書で市税がずいぶん減額になっておりますが、その辺のことをちょっと説明をしていただけますでしょうか。

納税課長

やはり非常に厳しい経済情勢が続いております。その関係で調定も毎年下がっているような状況でございますので、その関係から予算額もちょっと下がりぎみだというふうに認識しております。

宮嶋委員

そういう中で昨年度の収入が少なくなったということで減額になってくるんだと思いますが、税金の場合は前年度の収入ということでかかってくる部分では大変皆さんご苦勞をされて、納入を一所懸命されている方もたくさんおられまして、そういう状況なんですけれども、資料1ページ、2ページで滞納の状況を出していただいております。ところが相談件数でいきますとですね、思ったより減少傾向にあるような気がしますが、どういう理由から相談件数が減っているのか、おわかりでしたら教えてください。

納税課長

確かにいま委員が言われますように、相談件数は平成24年度の年度途中とはいえ減少しており、全体での相談件数は対前年比で5,959件、率にしまして18.4%の減少となっております。しかしながら、厳しい市民生活が続いていることを考えますと、相談件数は最終的には前年度と同程度になるのではないかと推測しております。

宮嶋委員

その相談件数の中でですね、本当に突出してというか、差し押さえの相談とかもろもろあるんですけれども、分納等の相談というのがものすごく多いと思うんですが、この理由を教えてください。

納税課長

分納等の相談がなぜ多いかとのご質問でございますが、分納等の相談につきましては、やはり市民生活が非常に厳しいということが影響していると思われまして。市税等の分納相談の増加は、自主納付の意識が市民の皆さんに広がった反面、やはり納期内納付が厳しい状況となったときなどに事前に来庁され分納相談されたり、電話での相談が増加しているものと考えております。納税課といたしましても、納税相談業務は市民の皆様にご負担を軽減していただく上で非常に重要な業務であると認識しておりますので、今後も市民の皆さんからのご相談にはその生活状況等を十分に把握するとともに、真摯に対応してまいりたいと考えております。

宮嶋委員

大変な状況にある中でやっぱり納められなくて分納ということになりますけど、税金の場合はまだ次の年もふえてくるわけで、借金は1回借りて少しずつ返せばいいけども、税金の場合はふえてくるわけですから、本当に大変な状況になってくると思います。そういう中でですね、分納の申し入れをしたけれども聞いてもらえなかったというようなお話を聞いたことがあるんですが、そういうことを把握してありますか。

納税課長

納税課といたしましては、納税者の方からの分納の申し出に対して全てを無条件に認めるとことはいたしておりません。その滞納者、滞納ケースの生活状況や財産の保有状況は個々により異なりますので、判断基準も当然異なってまいります。したがって、相談者の申し出内容を十分にお聞きし対応を協議するわけでございますが、申し出に基づいて調査を実施したところ、相談内容と違っているというケースもございます。例といたしましては、分納の申し出に対し財産調査を実施したところ預貯金が判明したり、給与の額が相談のときに話されていた額よりも高額であったというふうなケースもございます。また、掛金が高額な生命保険に加

入し特約の入院給付金等も高額ではございますけども、基本となる国保税を払っていないというふうなこともございます。このようなことから、無条件に分納を認めるということはいかかなものかと思っておりますので、そういうケースが該当したのではないかというふうに考えております。

宮嶋委員

いろんな方がいらっしゃって相談活動も大変だと思いますが、このくらい払っていただかないと、結局さきも言ったように、次の年も税金がかかってくるわけですから、減らないから、せめてこのくらいはというので随分言われて、約束はしたけれども実際問題としては払えなかったというような方もいらっしゃいますのでね、ぜひその方のいま言われたような経済情勢だとかいろんなものをきちっとじっくりお話を聞いて相談に乗っていただきたいということを申し添えて、この分については終わります。

委員長

次に、14ページ、差押状況と対応について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

差押状況についてですけれども、平成23年度、突出してというか、差押がずいぶんふえております。どれを見てもふえているという感じなんですけれども、この原因、内容を教えてください。

納税課長

やはり差押自体につきましては、経済情勢が厳しいということがまず第一でございます。そして、納税課といたしましても納税相談等々を受けまして、それに対応するような形をとっております。しかしながら、やはり納めていただくべきものは納めていただかなくちゃいかんということから差押等々を行いまして、そして少額であってもいただくというふうな形をとっておりますので、必然的に差押件数は多くなっていくというふうな状況でございます。

宮嶋委員

2ページに差押状況調べの資料をいただいておりますけれども、これ市税、預貯金の欄でいきますと、件数としては平成22年度から23年度で70件ふえておりますけど、金額が全然違うんですね。この原因は何なんでしょうか。

納税課長

これは先の決算委員会でもご説明申し上げましたけども、再度説明させていただいたほうがよろしいでしょうか。まずこの表はですね、差押の件数とその対象となった滞納額を表しております。その集計結果といたしまして、平成23年度は高額滞納者の処分徴収を集中的に行いました関係上、その滞納額が重複集計されて、表のような数字となっております状況でございます。

宮嶋委員

最後にですね、これも毎年、毎回やっているんですけども、預貯金を差し押さえる際に差押禁止財産というのがあると思うんですが、そういうものも含まれて、あくまでも納税課のほうでは預貯金は財産であるという観点から差押が行われているようなんですけれども、きちっと中身を精査して禁止になっている財産、またそういうもの、特に子ども手当とかそういうものに対する差押は行わないというような検討はされないんでしょうか。

納税課長

納税課といたしましても、そういうふうなものは、当然差し押さえるべきではない各種手当等については、そのもの自体につきましては差し押さえるべきではないというふうな認識を持っております。しかしながら預貯金につきましては、あくまでもその方の財産というふうに認識しておりますので、その内容までは詳しくは確認はいたしておりません。しかしながら、もしそこにそのような手当等々が入っているということで申し出がありましたら、当然滞納があるわけでございますので、その完納に向けてさまざまな協議等々を行いまして、そして一部分

の、これはもちろん分納とかそういうことで話が決めればですね、返還というふうな形も行っておりますので、そこら辺ご理解をいただきたいと思います。

宮嶋委員

皆さんね、差押禁止財産ということすらご存知ない滞納者の方もいらっしゃると思うんですよ。ぜひその辺、滞納通知を出される時にこういうものが含まれていましたらご連絡くださいというふうなことを書き添えるというわけにはいきませんか。

納税課長

まことに申しわけございませんけど、うちのほうが出す書類というものは決まっております、それ以外にそのようなものを出すというようなことがございませんので、改めてまた通信運搬費等々がかかってくるような状況になりますので。当然、毎回申し上げておりますけども、まず最初に滞納があるということをご理解していただけたらというふうに思います。

委員長

次に、20ページ、市営住宅の空き家募集状況について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

20ページ、土木使用料の市営住宅の空き家募集状況についてですが、これも資料をつけていただいております。毎回、毎年、お聞きしているようなんですけれども、ここに管理戸数と入居戸数、それと空き家の数が、それぞれ理由があって空き家になっているということで、空き家の数がついております。24年度でいきますと、通常空き家が198件、補修費がかかるけれども募集できるというのが10件ですね。そういうことで載っておりますけれども、そしてその下に空き家募集の状況がついています。ことしは2月が入っておりますのでわかりませんが、総数でいきますと198件の通常空き家があると。例年このくらいで110件ですね。その前が137件。これは通常の空き家についてはすべて毎回4回に分けて募集をされるんですけど、198件については今年度募集をかけられたのかどうか、お尋ねします。

建築住宅課長

いま委員が言われますように、198件につきましては、今回募集をかけた分でございます。だいたい同じくらいの件数を、例年募集をかけております。

宮嶋委員

198件にしては、5月、8月、11月で37、34、32ということになりますと、通常通りでいくと、198件には、今回、2月どのくらい募集かけられたんでしょうか、これで198件になるのかどうか、お尋ねします。

建築住宅課長

今までが103件でございます、2月でプラス30件募集をかけております。

宮嶋委員

ということは、133戸しか募集をかけたないんじゃないかなと思うんですが、この通常の空き家というのは1年間で募集ができる数だと思ったんですけど、違うんですかね。

建築住宅課長

住宅が空きますと補修をいたしまして、補修ができた分から募集にかけている状況でございますので、その年度でいろいろ件数が違うんですが、4回やっております募集時期に間に合う分について募集をかけているというような状況でございます。

宮嶋委員

新しいところ、人気のあるところ、なかなか募集をかけても応募がないところといろいろあると思うんですが、倍率の高いところがどういうところで、何倍ぐらいの倍率なのか、教えてください。

建築住宅課長

今まで募集の状況で高い理由、また高い低い理由というものもあるんですが、一番低いところ

では2倍程度とか、まあ全然ないところもありますが、多いところではもう100倍とかいうような状況でございます。

宮嶋委員

少し答弁が少ないような気がするんですけど、新しいところとか、利便性のいいところとかいうのが倍率が高くて、募集をいくらかけても利便性が悪くて応募がないということもたくさんあるようですが、そして、政策空き家とかいって全然募集しないところもあるということでは、それでも家がなくてたくさんの方が待ってあるわけですよね。空き家の状態にしておくと家賃収入は入ってこないわけですから、ぜひそれなりの応募がないところも、工夫をされるとか、どうしても入居がないところは何かこう考えていく。補修とかいろいろありますから、それをするのかしないのかも含めて考えていただきたいなというふうに思います。ことしは予算としては随分ふえているようですけども、こういう中で収入増を見込まれている理由は何でしょうか。

建築住宅課長

昨年の11月に家賃徴収につきましては、4カ月以上の滞納者の全員に対しまして、指定した期限までに納付、もしくは納付相談に応じない場合は、連帯保証人へ連絡するというような旨の内容を記載した催告状を送付いたしました。そのことによりまして、一定の効果を上げたということでは思っておりますが、また現在、直方市、荒尾市、大川市、遠賀町、芦屋町と本市の6自治体で構成いたします北部九州情報化推進協議会という組織の中で、住宅管理システムの標準化の動きがあっておりまして、その標準化の中で今後統一した様式を使うとか、また統一したやり方をするようになってきております。まずは、督促状発送とか、次に連帯保証人への連絡等を示唆する内容の催告書等の発送、さらに本人が連帯保証人への催告書発送という方法を1つの流れとして定着するというようなことを現在検討しているところでございます。また、悪質な滞納者に対しましても強制退去などの法的措置を含む厳しい対応をしていきたいとも考えております。このタイミングで収納への取り組みを強化しなければいけないということもございまして、そういう思いで今回収納率をアップさせるという目標数値をあげさせていただいております。現年度分の収納率を平成23年度比でいいますと大体2.8%増ぐらいを見込んでおりまして、滞納繰越分も同じく23年度比率でいいますと2.42%程度の増を見込んだ予算をあげさせていただいているところでございます。

宮嶋委員

市営住宅というのは福祉的な目的があると思いますので、民間の同じような広さで借りると家賃が随分高いというようなことで、どうしても公営住宅に入りたくても入れない人から見たらやましいというか、そういう思いがある中で滞納されているということは、本当に腹立たしい部分もあると思います。ただ、それぞれに滞納の理由もあると思いますし、滞納されるについてきめ細かに対応していかないと、ほんとに雪だるま式でふえていってしまって、さあ納められて言われてもなかなか難しいというところがありますので、その方その方の実情に応じて、訪問とかいろいろ大変でしょうけれども、ぜひともその辺無理のない形で皆さんに納入していただくような方向でお願いしたいというふうに思います。

委員長

次に、同じく20ページ、旧同和住宅の空き家状況について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

同和住宅の入居募集方法と管理戸数及び空き家状況ということで、6ページに資料を出していただいております。本当に多くの住宅が空き家になったままで、それも募集がなかなか行われてないというようなことも聞いておりますが、この同和住宅に関して空き家募集の状況はどういうふうになっているのでしょうか。

建築住宅課長

募集の状況につきましては、資料には旧同和向け住宅の募集の方法、それから現在も空いている状況という形で添付させていただいておりますが、年間どの程度かということだと思いますが、年間同和向け住宅に入居される方は、大体4件から5件程度だと思われます。

宮嶋委員

59戸空き家があるというふうになっておりますが、このうち先ほどの市営住宅のように、いわゆるもう修理しないとだめだというようなものとか、募集がかけられないというものも含まれているのでしょうか。数が大体でいいですけど、わかりましたら教えてください。

建築住宅課長

この59戸の中には、いま委員が言われますように補修ができない部分というの也被まれていますし、約1割程度はそういう住宅が含まれております。

宮嶋委員

1割ということですから、それでも50戸ぐらひは空き家があると思うけども、4件ぐらひしか年間なかったということですけど、募集をかけない理由は何でしょうか。

建築住宅課長

このことも以前からお話はしております。旧同和向け住宅につきましては、これまでの歴史的背景、また社会的理由等を考慮した結果、まだまだ引き続き同和向け住宅の優先的入居が必要であるということと考えておるところでございます。一般募集につきましては、今後50戸程度空いているということもありますので、今後そのことも視野に入れながら、一般募集のことも視野に入れながら関係の団体等とも協議、調整をしていきたいと考えております。

宮嶋委員

これ旧がついているんですね。旧同和住宅というふうに。あくまでも一般公募は、それでもないと、まあ今後に向けてというふうに言われておりますが、いま募集方法を読みましたら入居資格審査、入居希望があれば、募集をもちろんかけないといけないでしょうけど、入居希望があれば入居資格審査というのをを行うというふうに書いてありますが、これは飯塚市の住宅課のほうで行われるんですか。

建築住宅課長

うちのほうに申請が出ましたら、一般公募と同様の資格審査を行いまして、建築住宅課のほうで処理をしております。

宮嶋委員

関係団体へ募集の案内を送付しということは、これは市報等で知らせなくって、いわゆる関係団体と言われるということは、部落解放同盟、全日本同和会ですかね、そういう団体に募集案内をされるのか。この募集案内を、どれとどれを募集案内をかけるかというところは、だれが決めるんですか。

建築住宅課長

旧同和向け住宅につきましては、指定してある住宅がございますので、その分が空きましたら、文書で空いている住宅を、先ほど言われました団体のほうに、文書で募集をかけるというような方法をとっております。

宮嶋委員

旧というのがついても、いまだに関係団体の人にしか送付されない。募集をかけて団体のほうから希望者がありませんということになれば、もうそれで終わりですか。

建築住宅課長

今までそういう募集を行いまして、その間にいつからいつまでというようなことがございませんので、募集があればそのまま空いている住宅の募集はずっと続けている状況でございます。それで終わりということではありませんが、以前にも2戸ほどですが一般公募をした例もございまして、こちらといたしましても一般公募もいま視野に入れて調整をしているところござ

います。

宮嶋委員

一般の住宅と同じように50戸空いているわけですよね、少なくとも。この50戸に人が入れば家賃が入ってくるわけでしょう。いま一所懸命に収納率を上げて家賃収入をふやそうとご苦労されているのに、50戸ぽんと空いたままで、運動団体のほうから返事がなければ、そのまま空き家になると、今後はという話がありましたけど、早急にやっていただいて、もともと同和住宅をつくられたときは、さっきも言われたけど、住宅環境の悪いところに住んである方が多いということで、優先的にこの方たちを入れようということでつくられた制度だと思っておりますけど、ただこんなに募集かけて応募がないなら、必要性がなくなったということじゃないかなと思うんですが、その辺の認識を伺いたいと思います。

建築住宅課長

繰り返しになるかと思いますが、委員が言われますように、国の特別対策といいますが平成13年末に終了をしております。しかしながら、依然として住宅にかかる地域の実情、それから施策、ニーズがある場合は、平成14年度以降においても一般的な対策に工夫を凝らし対応するものであるというような国からの通知もありました。本市におきましても、歴史的な背景、それから社会的理由を考慮した結果、まだまだ引き続き同和向け住宅の優先入居は必要であると判断をしているところでございますので、50戸程度空いておりますので、一般公募という形も視野に入れながら今後も協議をしていきたいと考えております。

宮嶋委員

だからですね、応募がいっぱいあったら優先入居なんですよ。ところが応募がないわけですよ。ずっと空き家のまま置いてあるということなんです。だからもし応募がいっぱいあって、何人か申し込まれば同和の方に優先して入っていただきましょうということになるけど、ずっと空き家でしょう。もうどのくらいの年数空き家なのかわかりませんが、入居しないとかえって家も痛むわけですから、いま一般公募も考えてというのが何回も出てきましたけれども、同和向け住宅ということで残しておいてもいいですけど、募集をかけて他の住宅と同じように年4回に分けて募集をかけて、応募があればその方を、その優先を認めてしまってもいいのかわかりませんが、優先ということでいけばその方に優先して入ってもらって、なければ一般の方に入っていただくという方法で、ぜひ空き家をなくす、本当に財政が困難と言いつつ、民間の高い家賃で本当に苦労してあるところいっぱいあるわけですから、いわゆる公の住宅に入りたいと待ってある方がいっぱいいらっしゃるんで、空き家をそのままにしておかないで、ぜひとも一般公募を積極的にやっていただきたいということを申し上げて終わります。

委員長

次に、39ページ、市有土地売払収入について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

財産収入で市有土地売払収入についてですが、今回少しふえているようですけども、この内訳というか、どういうものが含まれているのか、教えてください。

管財課長

市有土地売払収入の2億250万4000円の内訳についてご説明いたします。資料の11ページのほうにおつけいたしておりますが、管財課計上分につきましては1億7000万円になります。一般競争入札11件分と価格公示売却分3件を予定しております。一般競争入札につきましては、旧八木山青年の家、旧大分小学校跡地、旧ダイヤ機械社宅跡地ほか8カ所を予定しております。次に1850万円につきましては、建築住宅課計上の青葉台団地用地3区画売却収入を予定しております。また最後に1400万4000円につきましては、鯉田中線整備工事に伴う県への土地売払収入を予定しております。

宮嶋委員

先日来からその住宅用地、青葉台の話が随分出ておりまして、田川のほうでは土地を買うことについても補助金を出すというようなこともありましたけれども、今年度8件ということで書いてあって、来年は3件しか計画をしてないんですけども、もっと売るということで積極的な予算が組めなかったのかどうか、お尋ねします。

建築住宅課長

3件という数字でございますが、いま他の販売の方法とか、そういうものにつきましても検討している状況でございますが、本年度はだいたい3件ぐらいをまず目標にということで掲げてる状況でございます。

宮嶋委員

ぜひ、もっと積極的に売却していただいて、そのまま置いておくとも管理費もかかってくるわけですので、ぜひ積極的な皆さんの活動に期待して終わります。

委員長

次に、同じく39ページ、ふるさと応援寄附金について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

39ページ、寄附金の中のふるさと応援寄附金について聞かせいただきます。まずこの寄附金の性質なんですけど、確認なんですけど、これは歳入として自主財源、依存財源があるかと思うんですが、自主財源に含まれるということによろしいでしょうか。

総合政策課長

自主財源でございます。

永末委員

昨今の地方分権ですね、地方の自立という時代において、この自主財源をいかにふやしていくかという部分が喫緊の課題であるかなと思っております。本市におきましても、実際に自主財源、依存財源の割合が大体3対7ぐらいの割合であるというふうに認識しております。こういった寄附金というのが自主財源に含まれるということで、当然ここの辺りをふやしていかななくちゃいけないんですけども、依存財源の部分で多くを占めてます地方交付税等も先々減らされていくことがもう決まっていますので、ぜひこの辺りをしっかりと見ていただいて、ふやしていけるような取り組みをしていただきたいと思います。中身のほうをちょっと聞かせていただきます。まず、この応援寄附金なんですけど、実績として平成20年に194万円、21年に560万円、22年に850万円、23年に800万円というふうな形で推移がありますけども、この辺りの取り組みの経緯と、今後どのようにふやしていくつもりなのか、お願いします。

総合政策課長

これまでの取り組みでございますが、飯塚オートレース所属の市外在住の選手の方、こちらには平成20年度にこの制度が始まって以来、現在も引き続きふるさと納税にご協力をいただいております。また平成21年度から関東地区あるいは関西地区で開催されております各高校の同窓会におきまして、ふるさと応援寄附制度につきましてチラシを配布するなどのPR活動を行っております。この制度の周知に努めてまいっております。平成22年度には関東地区の嘉穂高校、嘉穂東高校、飯塚商業高校のOBの方が中心となられまして、ふるさと飯塚に貢献したいという思いから、飯塚市ふるさと納税推進委員会を発足していただきまして、同窓生の方々に飯塚市へのふるさと納税にご協力いただくよう呼びかけていただいております。また市職員にも協力していただきまして、遠方の親戚あるいは友人等に寄附を呼びかけてもらっております。なお、本年度24年度からでございますが、飯塚市職員退職者の会の市外の在住の方にも資料を送付いたしまして、ご協力をお願いしているところでございます。このように、今後も引き続き飯塚市に縁のある方に対しまして、ふるさと納税の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、最近ではふるさと納税の制度を利用して全国のさまざまな特産品を実質負担額2,000円で手に入れられるなどと銘打ちまして、テレビやインターネットで取り上げられてお礼の品である特産品から寄附する自治体を選んでいる方も多いと聞き及んでおります。本市ではお礼の品として現在イチゴとカキ、それとチゴとカキのセットの3種類を用意しておりますが、今後はそのお礼の品につきましても検討し拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。

永末委員

いま答弁の最後のほうでありましたけども、納税をしていただいた方に対して何らかのお返しということで、そういったいろんな特産品を贈るというような取り組みをされているということでありました。ただ私が思いますに、こういったことをされる分は当然喜ばれると思いません。ただ寄附金のもともとの趣旨と言いますか、そういう部分は先ほどの答弁の中にもありましたけども、ふるさとに対する気持ちと言いますか、そういった善意の部分が多くを占めていると思っております。当然、そういった気持ちはすごくありがたいと思うんです。先ほどの答弁の中でもオートレースのほうとか同窓会のほう、高校のOBのほうとか主だったところが寄附をされているということでありましたけども、この寄附をされている方はこういった方がされているのかというようなことを、現状を分析されたことはありますでしょうか。

総合政策課長

寄附をされている方ということでございますが、全国的にいただいているところもでございます。住所、氏名等につきましては必ず申込書に記入していただいておりますので、その分析、どこの県から、あるいはどこの市からという調査結果は持ってはおります。

永末委員

私も資料の要求をさせてもらってまして、10ページのほうなんですけど、だいたい都道府県をあげていただけてます。だいたいの県からいくらぐらい来ているのかという部分をあげてまして、下のほうの表としてはだいたいの金額の内訳ですね。どのぐらいの金額を何人ぐらいの方がされてきたかっていうのを見させていただきました。ぜひ、こういった分析とかを進めていただきたいと思いますと思ってるんですけども、そう思う一つの理由として、どういう方が寄附していただけるのかという対象の方をしっかりと今後分析していきたくないとふえないと思ってるんです。なので、ぜひこの対象の方をしっかりと今後分析していきたくたいというふうに思います。その際に少しお伺いしたいんですが、この寄附者というのは個人に限られるのでしょうか、それとも法人でもよろしいのか、その辺りどうでしょうか。

総合政策課長

現在受け付けておりますのは、個人の方でございまして、取扱要綱には特に法人を除外するというようなことは設けておりません。ただ、現在のところふるさと納税をしていただく方は個人でございまして...

委員長

理解している人が答えてください。

財務部長

当初説明いたしましたように、これは寄附された分の一定割合、2,000円を控除した分について税控除があります、住民税と所得税で。この組み立てがふるさと納税の制度になっておりますので、対象としては個人が対象でこの制度が成り立っております。法人が寄附される分については法人税の中での控除になってこようと思っておりますので、いま質問者が申されますふるさと納税についてはあくまでも個人が対象でございまして。

永末委員

はい、わかりました。ただ、資料のほうからもわかりますように、日本全国から、ないところもありますけれども、広く受けられてますんで、ある意味、飯塚と縁のある方というふうな

形で先ほどありましたけれども、であれば広く公募をしていけると思います。実際に、今回の予算の計上で300万円ということであがっていますけれど、この金額の算定の根拠が何かありましたらお願いします。

総合政策課長

300万円の根拠ということでございますが、当初100件を目標、そして一人当たりが3万円ということで、その金額を出ささせていただいております。

永末委員

ただ実績としては、300万円以上というのを積み上げられてこられている実績がありますんで、ぜひ300万円と言わずに、もっと高いところを目指して、まず目標を立てないと達成もできないと思いますんで、年度、年度上積みしていけるような気持ちでやっていただきたいと思います。そういったところの対象を分析するとか、目標をしっかり立てるところをさせていただきたいというのがあります。それとこの寄附の方法なんですけれど、どんなふうな形で寄附をされているんでしょうか。イメージだと金融機関なりで飯塚市なら飯塚市のほうを特定して、そこで振り込むという形になっているんでしょうか。

総合政策課長

寄附の方法でございますが、ゆうちょ銀行への振り込みと、納付書を送りましてそれに対する送付、それと銀行振り込み並びに現金書留、今4つの方法を設置しております。

永末委員

そういった方法を聞きましたのも、そういった4つの方法を取られてますんで、そのどれかを選ばれているかと思うんですけど、例えばこれは可能かどうかわかんないんですけど、ネット献金とか今ありますよね。ああいったところとかを活用してもどうかとひとつ思います。インターネットのほうを強く押し出している当市でありますので、その辺りも検討していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

総合政策課長

いま申しました銀行振り込み、これにつきましてはネットのほうで振り込んでいただいているという状況でございます。

永末委員

はい、わかりました。寄附されたそのお金に関してなんですけれど、この使われ方というのはどのような形になっていますでしょうか。

総合政策課長

使い方といたしまして、本市では5つの使い道を決めております。1つ目がお祭り、観光、新しい産業づくりを応援したいとしまして、産業経済の活性化事業への寄附。2つ目が教育、文化の充実事業への寄附。3つ目に市民福祉の向上事業への寄附。4つ目に生活基盤の充実、環境整備事業への寄附。最後に何でもよかと題しまして、何でもいいから使ってくれという寄附の5つのメニューに分けておりまして、寄附される方にはその5つのメニューの中から使い道を指定していただきまして、貴重な寄附金を本市の活性化のために活用させていただいております。

永末委員

今の5つの方法の中で、多いのは5つ目なんですか。

総合政策課長

一番多いのはやはり5つ目でございます。何でもいいから飯塚の活性化のために使ってくれというのが、最も多くいただいている寄附のメニューでございます。

永末委員

寄附をする側の立場に立って考えると、何に対してそれが使われたのかというのがわからないと、少し寂しいのかなというふうにも思いますんで、要望なんですけれども、使われた寄附

金がどういったことに対して使われましたというのをしっかり公表していく。そういった部分もしていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺り現状としてどうなんですか。

総合政策課長

ただいま申しました5つのメニューでございますが、その5つのメニューにいくら使ったというようなことは、ホームページ上で公表はさせていただいております。質問者おっしゃいます件につきましても、今後検討していければというふうに考えております。

永末委員

最後にさせていただきますけれども、私が調べる中で、三重県松坂市とかで、この寄附をする方に地域を選ばせて、まちづくり協議会を指定してここに寄附したいというようなことで、取り組みをされていらっしゃるみたいなんです。その指定があれば、市から協議会に対して交付金を出すみたいな取り組みをされているみたいなので、ぜひそういったことも見ながらおもしろいと思いますので、ぜひ研究の材料としていただければと思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

財産収入の37ページ、市有土地貸付料のところ、予算資料の中で「平恒工場適地：松岡運送」というのが出ておるんですけど、これはまだ貸し付けという形になっているんですか。私の記憶では売却したという記憶だったんですけど、どういう条件だったのか、ちょっと説明をお願いします。

企業誘致推進室主幹

手元に資料がございません。宙で申し上げて申し訳ございませんが、松岡運送に関しましては、区画の上部のほうのうちの約半分を既に売却をしている状況でございます。その後、事業拡大に伴いましてその残りの部分を一部貸し付けをしている状態であるというふうにご理解をいただければと思います。

道祖委員

私も売却してたと思ってたからですね、ここで貸し付けになってるんで、どうなっているのかなという質問なんですけれど、貸し付けというのは、将来売却というような条件の中で貸し付けをやってるんでしょうか。

企業誘致推進室主幹

先ほど申しましたとおり、一部は売却をしておりますが、残りの用地につきましては事業拡大に伴いまして一時的な貸し付けをしているという状況でございます。

道祖委員

だから一時的というのは、事業拡大ということ言うからですね、そして将来的に売却できるのかということなんです。売却できるものは売却したほうがいいんじゃないかなと思ってですね。将来的に売却すれば固定資産税で入ってくるから、貸付料と売却して固定資産税とどっちが得かというのはちょっと今は私も計算していないんでわかりませんが、条件さえつけて、あれだったら売ってしまえばいいんじゃないかなと思ったんですけど、もうここではこれ以上聞きませんが、あとでまた具体的にですね、どういう状況になっているか説明していただければ結構です。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、歳入については質疑を終結いたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:55

再 開 14:07

委員会を再開いたします。

次に、総括質疑に入ります。はじめに、質疑通告されております「飯塚市の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に関する予算計上について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

私の質問はここに書いてるとおり、質問通告してたとおりなんですけど、今回も市内にいろいろな公共施設がつくられていくわけですけど、これにどれくらい予算計上されているのか、それは答えられないということであるならば、経済委員会でも要望しておりましたが、この方針が決まりましたですね、建物はできた、できたものについて木材がどれくらい使用されているのか、その報告を求めるといって来ておりますので、ここで予算計上をどれくらいかとお尋ねして答えが出ないならば、結果としてどれくらいになったという結果をいただきたいと思っております。2点ですね。予算計上でどれくらいということが答弁できるのか、できないならば結果として報告はできるのかということ、2点だけ簡潔に答弁をいただきたいと思っております。

農林振興課長

25年度の予算にはご質問の件につきまして計上はされておりません。現在、私のほうで把握しておりますのは、建築住宅課におきまして該当するような工事があるときはできるだけ木材を利用していく方針であるということ。教育施設課におきましても一部工事の中で木質系を利用する予定であるということでございます。それから使用量につきましては、木材の利用状況について農林振興課のほうとしても把握をし、集計をしてみたいというふうを考えております。

道祖委員

ご答弁ですが、理解いたします。了承いたしますが、きちっと報告をお願いいたします。方針ができたということですからね、それに従って木材を利用して、その結果報告だけは今後よろしくをお願いいたします。各課においてもきちっと国の方針に従って、県の方針に従って、市も方針を決めているということをご理解いただいて、ご協力をお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長

次に、先ほど飛ばしました教育費の学校間ネットワーク、予約システム保守委託料の分を含め、江口委員に質疑を許します。

江口委員

まず、75ページ、総務管理費、その中に施設予約管理システム構築委託料26万8000円、これは男女共同参画推進の関連のサックスの分でございます。この部分と、224ページ、教育費、社会教育費の中の公民館運営費の中にあります施設予約管理システム構築委託料510万2000円並びに教育費、保健体育費の中にございます予約システム保守委託料126万円に関連して話を聞きたいと思っております。まず、この質疑にあたり、体育システムの予約システムに使用されている機材及びソフトの種類についての資料の提出を求めます。委員長においてお取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

生涯学習課長

提出することができます。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。準備されておりますので事務局に配付させます。

江口委員

資料の提出のほどありがとうございます。まずですね、体育システムのほうがもう既に稼働を始めております。まずこの体育施設の予約システムの概略の説明、そして導入の経費、そしてまた導入の際の入札の状況について、お聞かせいただけますか。

生涯学習課長

スポーツ施設予約システムの導入につきましては、利用者の利便性の向上や利用者層の拡大、スポーツ施設の利用率の増加など、生涯スポーツの普及、振興及び施設の有効利活用の促進を図るとともに、事務効率の改善につなげることを目的として導入をしております。次に、このシステム導入業務につきましては、入札を行っております。入札に参加した業者は3業者でございます。そのうち、1回で入札が決まらず2回目の入札を行った際、2者が辞退され1者だけの入札になっております。入札額につきましては437万7千円、消費税を加えましたところで459万5850円となっております。

江口委員

3者で入札をして2者が辞退で、1者が2回目で459万5850円ということでございます。予約システムと同じようなものが今回サンクス及び公民館というふうな形で上がっているようなんですが、こちらについては予算でいうと両方合わせて537万円になります。これは、同じようなものを同じように入札で導入すると思っておりますでしょうか。

中央公民館長

公民館及びサンクスに導入いたします予約システムにつきましては、本年2月に導入されております体育施設に追加という形でシステムを導入するものでございますので、業者については既に選考して導入いたしました業者に委託をするというようにしております。

江口委員

ということは、随意契約でお願いをすると。そしてその金額については、予算額としては双方合わせて537万円という理解でよろしいですか。

中央公民館長

随意契約によりましてご指摘の予算でもって発注をするという予定にしております。

江口委員

体育施設のほうは保守の予算が上がっております。予算としては126万円の予算が上がっております。この予約システムに関しては、何年使うということを見越しての予算なのでしょうか。

生涯学習課長

約5年を目途としております。

江口委員

1年間126万円ですよね。そうすると5年のトータルコストでいうと、導入経費そして保守経費を合わせるといくらになるのか、まず体育関係の分、そしてまた、サンクス及び公民館

のほうに関しては同じように5年なのかどうか、もしくは先行導入なんで残り4年なんだよというかもしれませんが、何年を目途として、トータルでどの程度の金額を予定しているのか、お聞かせください。

生涯学習課長

トータルというのは難しいですが、スポーツ施設で申しますと導入が約480万円、それから保守が5年間分、予算額で申しますと5年間で630万円で、1千万円をちょっと超える額というふうになると思います。

中央公民館長

公民館施設及びサンクスにつきましては、平成25年度に導入いたしますけども、導入までの打ち合わせあるいはテスト試験等ございまして、正式に導入いたしますのが来年の2月に導入ということで、2カ月間は試験的な運用ということでありますので、25年度につきましては保守点検料は発生いたしません。26年度以降に保守点検が発生いたしますけども、体育施設と同様5年間の期間ということの予測の中で同様の費用を予定するという事になってくるかと思っております。金額はまだつかんでおりません。

江口委員

体育施設システムのほうは、当初費用で460万円ですよ。そしてざっと両方合わせて1千万円強というお話でした。導入費用で考えると、体育施設が460万円だったものが、今回公民館並びにサンクスに関しては予算の時点で537万円ということは、これから少し上回ると。そう考えると、低く見積もっても同じように1千万円かかるわけですね。公民館、サンクスのほう、最低1千万円と見ておけばよろしいですか。

中央公民館長

体育施設の数と運用の分量と、それから今回導入いたします公民館、公民館が中央公民館及び12地区公民館、それからコミュニティセンターに入っておりますサンクスの施設等になってきます。そういった意味で作業的なものがもうほぼ同様な作業になってきますので、保守点検についてもそのような金額が必要かというふうに考えております。

江口委員

それではですね、導入に際しどのような検討を行われたのかをお聞きしたいと思っております。まず、体育施設、これ予約システム導入に至った経緯をまずお聞かせいただけますか。

生涯学習課長

先ほども述べましたように、利用者の利便性の向上や利用者層の拡大、スポーツ施設の利用率の増加など、生涯スポーツの普及、振興に役に立つということから導入をし、また体育施設につきましては体育協会、飯塚スイミングスクールに指定管理を行わせておりますので、そういうところとも協議をしながら最終的に導入するように決定しております。

江口委員

利用者の利便向上というんですが、このシステム、できることは予約だけです。課金はできないんですよ。料金支払いは含まれていないんですよ。

生涯学習課長

そのとおりでございます。空室情報と予約ということになっております。

江口委員

とすると、お客様はいったんこちらのほうで予約をした上で、再度この支払いに事前に行く必要がある。間違いはないですね。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

江口委員

それでは、体育施設、この予約システムを使って得られる収入、体育施設に関する使用料収

入、年額いくらですか。

生涯学習課長

基本的には、予算書 21 ページに記載しております保健体育使用料の 611 万 6 千円を見込んでおります。

江口委員

そうですね。611 万 6 千円をいただくのに年間の保守料で 126 万円をお支払いし、並びに導入費用として 460 万円を計上しているわけです。そしてまた予約のみというような形なんですね。公民館についてもその上に使用料が上がっています。公民館使用料 112 万 9 千 8 円が予算でございます。費用対効果というふうなことを考えると、果たしてこのままこのシステムを公民館のほうに同じように導入するのかどうか、非常に疑問に思うわけです。その疑問に思う理由、いくつか挙げてまいります。まずですね、この予約システム、お配りいただきました機材及びソフトの種類というのがございます。これを見るとおおよそどんな機材が使われている、どんなソフトが使われているかがわかります。そしてまた資料のほうに、資料の 146 ページからこの予約システムの発注仕様書、既に導入後の分ですね。460 万円で導入したスポーツ施設の予約システムの導入業務委託の仕様書を掲げていただきました。これを見ていると、こんなところまでいるのという部分があるわけです。まずですね、この仕様書のほうからまいります。146 ページ、システムにおける基本要件というのがございます。まず受注者に関して、「『プライバシーマーク』の認証を取得しており、データセンターを使用する場合は情報セキュリティマネジメントシステム等の個人情報保護の対策を行っていること。」ということがございます。このプライバシーマークの認証取得というのが条件となっている理由は何でしょうか。

生涯学習課長

個人情報を取り扱っておるため、こういうふうにしております。

江口委員

飯塚はそれこそ九工大があり、IT ベンチャーが結構いるんだよというのが飯塚市の売りであります。その飯塚市にある IT 系のベンチャーの中でこのような予約システムの開発を手がけることができる業者がいるかと思うんですが、そこに仕事を出さずにこの要件をつけたわけですね。そこについて、私は大きな疑義を持っているわけなんですが、その点についてもう一度、その点を含めてお答えいただけますか。

こういったシステムを開発するとき、システムを開発しましたと、それで納品してくださいと、運用のほうは市でいたしますというケースが結構あるんです。今回はその形をとってないんですね。その形ではないですよ。仕様書にあるように、システムの方式、システムは ASP 方式を採用してございますよね。言われるように、個人情報を取り扱うというお話がありました。出していた資料、受注者が福岡ソフトウェアセンターと思われませんが、福岡ソフトウェアセンターのデータセンターを利用してこの業務を行うわけですよ。データセンターは、市内のデータセンターを利用するというのもひとつかもしれません。ただ、そのときに開発までもあわせてそこで行う理由というのが、私わからないわけです。運用については市が直接行う、もしくはそのデータセンターで行う。そしてまた、それこそクラウドの研究をやっております。クラウドでやる。商用のレンタルサーバー等々もございます。その中で、なぜに今回はこういった形を選んだのか。受注業者のデータセンターを利用してやる形を選んだのか。その点についてお答えいただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:30

再開 14:35

委員会を再開いたします。

生涯学習課長

今回は入札制度をとっておりますので、この仕様書に基づいて応札された業者の内容に沿って導入したものでございます。

それと1つ、先ほどお答えしました使用料の関係ですが、予算書にあがっております600万円近い使用料につきましては、指定管理者の使用料が含まれておりませんので、宙で覚えておりませんが、使用料については1000万円以上の効果があるというふうに思っております。すいません、訂正させていただきます。

江口委員

予算立てをする際に、これがどのぐらいのものなのかというのを見積り等々をされているかと思うんです。このシステムの導入にあたり、データベースサーバーではおおよそどのぐらいの予算を見ておりました。

生涯学習課長

初期設定費用として60万円を見込んでおりました。

江口委員

初期設定ではなくてですね、データベース自体のソフトがありますよね。これで言うとオラクルデータベース10G、使っておりますよね。これにいくらかかっていますかという分なんです。初期設定ではなくて、初期設定はあくまでもこのソフトを入れた上でそのソフトをどうやって設定するかのお金ですよ。そうではなくてソフトの購入費用の件です。

生涯学習課長

データベースについてはうちの機械でございませぬので、契約者の機械でございませぬので、金額についてはわかりかねます。

江口委員

契約者がどういうデータベースを使うかわからないんだけど、予算要求の段階で、ざっと今回の460万円は確保してたわけでしょう。今年度の当初予算で460万円確保したわけですよ。その460万円確保する際には、そのデータベースの部分にも当然のことながらかける費用がありますよね。そのデータベースを含みソフトの購入費用となっているかもしれませんが、そこはいくらになっておりますか。

生涯学習課長

質問されている内容について、現時点でお答えすることがわかりません。

江口委員

機材については、正直これを見る限りではそんなに高いものは使ってないんです。デルのサーバー等々そんなに高いものは使ってないんですが、ウェブサーバーのアップッチというやつもフリーソフトですよ。トレンドマイクロさんもそんなに高いものではない。ただこの中でやっぱり気になるのが、先ほど言いましたオラクルデータベース10Gなんです。これの定価187万5500円なんです。ざっと200万弱のソフトですね。これデータベース10Gのスタンダードエディションのプロセッサライセンスで間違いありませんよね。

生涯学習課長

そのとおり185万5000円です。

江口委員

予約システムするに関しては、とてもじゃないけど普通に使うようなソフトじゃないんです、これは。このシステムの要件が書いてありますけど、147ページ、職員機能で10人程度の応答待ち時間にあたっては、4秒以内。147ページの一番下ですね。利用者50人同時アクセス時に最大5秒の応答待ち時間というのがございます。通常、この程度という言葉が適切かどうかわかりませんが、データベース使うにあたっては自治体等々がやるんだったらこれはフ

リーのソフトないし商用のソフトでも10万ないし20万円前後のソフトで十分まわるところなんです。ある意味、公用車を買うのにロールスロイスを買ったようなものなんです。他方で、えっと思うのが、データベースサーバー並びにウェブサーバーのOS、出していただいた資料によるとウィンドウズサーバーの2003なんです。この2003、そろそろ保守も切れますよね。今の時期に2003で提案するような業者は果たしてどうなんだろうと思います。保守で126万円というお話がありました。126万円もかかるのは当たり前かもしれません。オラクルのデータベース、年間のサポート料金は40万円かかるんです。ですよ。もう1つ、公民館のシステム、公民館システムも同様に組んで537万円という予算がありました。本当だったら、まかり間違っても同じシステムを使うにしても、この中に、いま出ている機材の中に、はっきり言ってそのサブシステムとして突っ込めばいいだけです。そうすると、当然のことながらハードの費用は発生しません。そして、200万円近いデータベースの料金も発生しません。ですよ。そうすると当然のことながら、そこら辺を引いて、単にカスタマイズの料金が発生するだけです。537万円なんかとんでもない話です。情報推進課長、違いますか。

情報推進課長

システムの内容と、カスタマイズの量等が私どもでちょっと把握できておりませんので、お答えは控えさせていただきます。

江口委員

だったら、それを確認した上で発注をするんでしょうね。ただ予算がついていることを考えると、残念ながらこれがもうワンセット入るとしか思えないんです。公民館長、そうではありませんか。

中央公民館長

先に導入されております体育施設に追加で公民館施設、それからサックスの施設が予約システムとして導入をするように今回予算を計上しておりますけれども、中身につきましては施設の利用体系、それから料金の体系、それから運営上の違いもありますし、そういった面でそのまま体育施設の枠に貼り付けると、そういうふうな追加の形ではないかと思っておりますので、そういった面で運用上のシステムの開発とか、そういったものが出てくるというふうな認識をしております。

江口委員

ではですね、中央公民館長、予算見積りも当然とっておられると思うんですが、内容を教えてください。どういったものを出したので、いくらというふうな形でお聞かせいただけますか。

中央公民館長

大まかな業務の内容でございますけども、まず当課との打ち合わせ等の業務、それからシステムリリース、それからマスター登録、カスタマイズ機能開発、それからハード面でのパソコン、プリンター導入、それから中央公民館、コミュニティセンターにつきましては、電光掲示板が連携いたしますので、電光掲示板導入とテスト、それからテスト運用、それと仮予約につきましては、団体、利用者登録が先に必要でありますので、利用者登録等の手続等、そういったものが主な業務でございます。

江口委員

公民館のシステムとほとんど一緒だと思います。このスポーツ施設ですね、体育施設の予約の発注の際に、このような仕様書の中で発注しているわけですが、契約担当課と経済部にお聞きいたします。この部分に関して、何らかのチェックというか、こうしたほうがいいのかというのはなされたのかどうか、そしてまた、情報推進課としてどのような関与をしたのか、その3点、3つの担当課、お聞かせいただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 48

再 開 15 : 00

委員会を再開いたします。

契約課長

今回の予約システムにつきましては、予算の段階では契約課のほうには何も相談はあっておりません。入札執行の段階になりまして、執行伺等が来る段階で仕様書の内容を精査して入札を執行いたしております。

情報推進課長

仕様書についてのご相談はうちのほうにあっております。機器の構成等については承知しておりません。

産学振興課長

産学振興課といたしましては、このたびのことにつきまして、先ほどもありましたけれど、相談、打ち合わせは受けておりませんし、地元企業育成というふうな観点もあるかと思えますけれど、今回につきましては協議、打ち合わせは行っておりません。

江口委員

であるからこそ、こういった部分が通ってしまったんだと思っています。過去、合併前の飯塚市では電算運営委員会というのがありました。そして各課から出てきた案件について、電算運営委員会でこれがいいものかどうなのかというのをきちんと協議をしていました。やはり、ベンチャー企業を育成するんでしょう、飯塚市。であるならば、きちんと仕事を出すことを考えないと、とてもじゃないけれど、育成なんかできませんよ。経済部、そして情報推進課のほうに関しては、今回それこそ基幹をやりかえるときも、地域の企業にできるような形でやったはずですよ。ただ現実には、地元企業への発注というのは多くないと聞いております。やっぱり、こういった案件を見てるとそのとおりだよなと思うんです。既に終わった分、体育施設については、このような形になっておりますが、公民館の予約システムについては、いったん今お話しした点を含め見直しをすべきだと考えます。そしてまた、先ほどお話ししましたように、これは課金が入ってないんですよ。支払いが入ってないんですよ。ショッピングカートを使うというふうな機能のカスタマイズでやると、課金まで含めてできるかもしれないんです。そういったことも含めて、体育システムと違う形になるかもしれないけれど、安くて便利のいいシステムができるかもしれません。私は地域のベンチャー企業にきちんとお話をすると、今の予算額よりももっと安い金額でそこまでのものができると思います。ぜひ、そういうところも含めて検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

生涯学習部長

まず、体育予約システムの件からちょっと述べさせてもらいますと、これにつきましては、先ほど課長が答弁しましたように、個人情報に基づきましてプライバシーマークを持っている業者に発注をしております。このプライバシーマークがなかったらだめなのかというご質問があると思いますが、それはそうでもございません。個人情報保護条例を守ってくればいいわけですから、質問委員が言われますように、地場のベンチャー企業でも問題ないとは思っています。また、ハード面での非常に詳しいことを述べられましたが、私もそんなに詳しくはありませんが、これはA P S方式でやっておりますので、ソフトウェアセンター本体のほうのハードになりますから、そのシステム、先ほど2003の話も出ましたが、この辺については、そちらの方が責任を持ってハード等の入れかえ等が行われるようにというふうに認識しているところでございます。もう1つ公民館システムの導入につきましては、同じ市民の方が利用するとき、やはり違うシステムから入るといってはなかなか利便性とか取っ掛かりとか

が悪くとなるとと思いますので、できましたら、今のシステムをカスタマイズしながらですね、よりよいシステムを導入したいと思っています。実際に発注するときには、金額を含めて十分精査して発注したいと思っていますので、よろしくご理解ください。

江口委員

まず1点、プライバシーマークにこだわらないんだというお話がございましたが、3者でしたよね。3者はプライバシーマークをすべて取っている業者ではなかったのですか。

生涯学習部長

先ほどの言い方が悪かったのかもしれませんが、なくても大丈夫ですが、行政としてはやはりこの法律というのは、特に守るべき法律だと思っていますので、一番間違いのないプライバシーマークを持っている業者3者を選んだということでございます。

江口委員

先ほども言いましたが、システムの開発とシステムの運用は別でございます。システム開発の段階で個人情報は何ら関係はございません。システムの運用段階でのみ個人情報は発生いたします。であるならば、その運用の部分が、データセンターないし市が行うことでその分の心配はクリアになります。言いましたように、この発注仕様書は明らかにプライバシーマーク取得事業者と縛りがあるわけですよ。だから3者だったわけでしょう。だから地域のベンチャーは入れなかったんですよね。言いましたように、このような施設管理のシステムというのは、ある意味かなり汎用なものがございまして、そのカスタマイズで十分利用できます。そういった技術のある地域のベンチャーはあります。体育施設と同じ形じゃないかもしれないけれど、より使い勝手のいいものが安くできることがあるからこそ、随意契約ではなくて、そしてまたこのプライバシーマークという縛りを外して、ベンチャーを育てる飯塚市であるならば、それに相応した入札をすべきだと思いますが、副市長どうですか。

生涯学習部長

すいません。繰り返しになるかもしれませんが、今年2月から体育予約システムを導入しまして、今かなり日に何件も問い合わせや使い方についての質問等もいただいておりますが、現在、市民の方に浸透しているところがございますので、公民館等の予約システムつきましても、同じ入り方ができる同システムをできるだけ低廉な予算で導入したいと思っていますので、ご理解のほうよろしく願います。

副市長

これは体育施設にしても、公民館施設にしても教育委員会の関係で、電算のほうが市長部局のほうにございますので、今ご指摘の点について、もう一度業者、担当課のほうと詳細に打ち合わせをさせていただきまして、改めるべきところは改めてですね、これはきちっとした形でご報告できるようにしとかなと。客観的に我々が聞いておりましても、質問者が言われる部分がある程度正直言って納得できる、この件に関しましてですけれども。その点について改めるところは改めていきたいというふうに思っております。そういうことでひとつご理解をお願いしたいと思います。それで確かに言われるように、過去には電算運営委員会等がございました。そういうふうなフィルターが合併後なくなっておりますので、改めてこういうことを聞いたときに予算措置を含めまして、便利だからすべてその電算がいいのかどうかということを含めて、電算化に関しましては一定のそういう内部組織も、今お話を伺って、若干必要になってくるかなと、まあつくるとは言いませんけれども、そういうのが必要になってくるかなというのは、ちょっとご質問を伺いながら聞いておりましたけれど、そういうこともあわせてですね、ちょっと検討して、電算室のほうにきちっと間に入って、いま言われる、改めるところがあれば当然改めて、そういうふうなことでいくように実施いたしますので、そういうことでご理解をお願いいたします。

江口委員

ぜひ、今の副市長の言葉がありましたので、それが本当にしっかりとした検証となるように期待をしております。またあわせて情報推進課、そして経済部、特に経済部の方々、地場を育てるのであれば、それに相応した形ができるように検討していただきたいと思います。

続きまして、学校間ネットワークについてお聞きいたします。194ページ、教育費、事務局費の中で学校間ネットワークについて出されております。資料のほうは126ページに提出していただいております。今回、予算としても2億円というですね、かなり高額な予算が組まれているわけですが、今でもこの学校間ネットワークというのはあるわけですね。現状というのを書いていただきました。今まで学校間ネットワークにはどのくらいの費用がかかってきたのか、まずその点からお聞かせいただけますか。

教育総務課長

現在の学校間ネットワークにつきましては、平成18年の合併時におきまして旧町の機器を活用しましたネットワークを平成17年度に構築しております。平成17年度の構築にかかる経費としましては9105万2850円でございます。その後、管理運営につきましては平成18年4月1日から平成23年3月31日の5カ年間、合計で2億8162万5千円。そして23年の2月から26年3月31日の3カ年間で1億4784万円の経費を要しております。

江口委員

かなりの多額な経費がかかっております。途中の部分もでございます。そしてまた今回上がっている分に関しては26年3月ですから25年度いっぱいまで使って、ここに書いてある現状の分をおおよそすべて更新をするという理解でよろしいでしょうか。126ページに記載していただいております現状とありますよね。1、2、3、4とありますが、これはすべて機材を更新するという理解でよろしいのかどうか、まずお聞かせいただけますか。

教育総務課長

今回の委託料の中身でございますが、先ほど申しましたように現行のシステムが平成17年度に構築されております。その中身につきましては旧町で活用されたサーバー等も継続して利用しております。合併から8年、25年度で8年以上が経っておりまして、情報機器等の老朽化等を考慮しまして、平成25年度におきましてはすべて更新の中で構築をしたいというふうに考えております。

江口委員

すべて機材が更新になるというふうな形ですね。このハードウェアの種類ないし、その数量というもおおよそほとんど変わらないという理解でよろしいのかどうか。そしてまた3番と4番ですね、すべてほとんど機材、種類も、量も同程度と理解してよろしいですか。

教育総務課長

今回の構築につきましては、資料の下段のほうにも書いておりますが、これまでのネットワークに加えまして新たなネットワークの中身を追加しておりますので、まず端末の機器自体も1,500台を想定しておりましたが約2,000台、サーバー等につきましても、先ほど申しました新たな追加事業のために台数がふえるような状況でございます。

江口委員

委託の発注方法はどのようになりますか。

教育総務課長

発注方法につきましては、競争入札というふうに考えております。

江口委員

その競争入札の参加資格はどのようになりますか。

教育総務課長

契約担当部署との打ち合わせも必要でございますが、指名業者による一括入札を考えております。

江口委員

一括というお話がございましたが、十分にわけられる分があるのではないかと考えているんですね。また、機材をすべて更新するというお話がございました。しかしながら、さっき予約システムの中でオラクルって非常に高価だよなという話をしました。ここでいうと、ルーターですね。シスコの製品が使われております。これもある意味かなり高級な製品ですよ。話をすると5年、10年で壊れるものではないよという話を聞くこともあります。1個10万ではきかない部分ですよ。であるならば、一気に更新ではなくて、ルーターとかに関しては予備機を持って運用して壊れたら更新、壊れたら更新といったことが当然のことながら、全然安くあがるんだと思っています。ハードウェア、サーバーの台数がふえるという話がございました。ところが今、時代はクラウドの時代でございます。仮想化の時代ですよ。仮想化によってサーバーの台数を減らすというところはどこでもやられてるわけです。クラウドの研究会を立ち上げたのは、我が飯塚市ですよ。であるならば、そこについても当然のことながら発注の前までに見直しをすべきだと思いますが、ぜひその点、先ほどの予約システムと同様にもう一遍これ発注前までにきちんと検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

教育総務課長

今までの数々のご指摘等もでございます。今後、実施設計をつくりあげるにおきまして、内容を、精度を高めてまいりたいというふうに考えております。

江口委員

ぜひお願いをいたします。そしてですね、本当にこればらばらに発注できることが多くあるんだと思います。また新規という事業の中にいくつかございます。図書システムであるとか、ICT指導員派遣というのが入っています。指導員派遣というのは当然のことながらバラでやっていいところですよ。以前、地域の学生等々を学校に派遣するという事業を飯塚市はやっていました。ある意味、そういった部分を活用すると、この委託にまるまる入れるのではなくて、地域の方々が事業としてやれる部分がございます。またグループウェアであるとか、他の部分に関して、当然のことながら低廉なシステムもございます。そういった部分に関して検討を求めたいと思いますが、どうですか。

教育総務課長

運営管理ということになるかと思いますが、今後の運営につきましては、今ご指摘の点も踏まえまして十分検討してまいりたいというふうに考えております。

江口委員

追加の3の図書システムでございます。これはどういった形になるのでしょうか。例えば市立図書館がありますよね、そのネットワークに加わるような形なったりするか、それとも単純にそこそこの学校の図書館、学校図書館のシステムという形なのか。

教育総務課長

図書システムにつきましては、学校図書館の内容になります。学校図書館業務の効率化及び学校間の共同検索等ができるような形で想定しております。

江口委員

例えばその頼田の図書館、頼田小中一貫校ができました。そこに図書館は一緒に入っております。そういったところも含めて一緒に運用できるとコストもぐっと下がる部分がございます。ぜひそういったことも含めて考えていただきたいと思います。

あと、学校の分とあわせてですね、総務費の中で情報セキュリティー、USBのことでお聞きをしました。あわせてお話をお聞きしたいんですが、学校の先生方の情報セキュリティーですね、その点についてどのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

教育総務課長

学校の情報管理につきましては、情報を持ち出さない、外部に持ち出さないことが原則でござ

ざいます。現在もそうでございますが、情報の一括管理をしている中でセキュリティープログラムの配信やウイルス対策等を行いまして管理をしております。また今後はデータ接続、ウェブからの接続を暗証化等により行うことによって、セキュリティーの確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

江口委員

先生方に情報を持ち出すなというお話をなされますが、特に先生方で事故が多いのも現実であります。例えばこのような市役所みたいな庁舎であれば、そこに残って仕事をするというのは、ある意味、仕事の文化としてかなりありますが、学校は冷暖房がろくに効かない中で仕事をするのではなくて、持ち帰って仕事をするというのはかなりあります。その中で事故が起きているのも現状であります。持ち出すなと言っても、現実には持ち出しているのも現実であります。そうすると、その点についてもきちんとした対応が必要だと思っています。総務管理費の中でセキュリティーのかかっているUSBを買っておりますが、本来必要なのは学校のほうだと私は思っています。こういったものも含めて、全般にわたって電算の管理については、もっと担当部局、情報推進課等々、きちんと打ち合わせをすべきだと思っていますが、情報推進課、ぜひそれはやっていただけませんか。

情報推進課長

質問者申されますとおり、教育委員会、市長部局も含めて、情報セキュリティーに関しては一緒に協議をしていきたいというふうには考えております。

江口委員

先ほど予約システムのときに副市長からしっかりお話がございました。そしていま情報推進課のほうからの同趣旨のお話もございました。ぜひですね、その点についてきちんとしたものを求めます。この部分は今回教育委員会のシステム等を題材にお話をさせていただきましたが、現実には他の部局でのシステム導入等に際しても同じようなことがあっているかもしれません。ぜひそういったときにきちんとチェックができる仕組み、そして地域の企業に仕事が流れる仕組みをぜひつくっていただきたい。そのことをお願いして、この点に関する質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第8号 平成25年度飯塚市一般会計予算」に対するすべての質疑を終結いたします。

お手元に配布のとおり江口委員から本予算に対する組替え動議が提出されました。江口委員に提案理由の説明を求めます。

江口委員

先の代表質問等々でもお話をしたことがあるかと思えます。この病院事業に関しましては、市が今まで市としての財源持ち出しはしないということを話をされてきました。それを考えると、この特例債というものに関してはほかの事業を市がやろうとしたときに、ここで病院事業という形で使ってしまうとその部分が使えなくなります。企業債、こちらについては、私はそこまでは認容するものでありますが、合併特例債部分に関しましては認めるわけにはいきません。よって組替えを求めたいと思えます。

委員長

組替え動議の説明が終わりましたので、江口委員提出の組替え動議に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。まず、江口委員提出の組替え動議に賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって本動議は否決されました。

次に、議案第8号に対する討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

纒々3日間にわたって審議をされまして、詳しくは本会議で述べたいと思いますが、不適当な補助金の支出や委託料に納得はできませんので、反対の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第8号 平成25年度飯塚市一般会計予算」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。本特別委員会は委員並びに執行部の皆さんの熱心な審議を終えて、予定どおり審査を終了することができました。ご協力ありがとうございました。

今回は100件を超える多くの質疑通告がありました。委員、執行部の皆さんともに短い期間でしっかりと準備をしていただき、十分な審査ができたものと思います。特に大量の資料作成など、執行部の皆さんには通常業務に加えての作業をお願いしております。今回は特に資料の中に記載してあることについての質問は避けるように言わせていただきました。議会として資料を要求し、作成を残業または休日出勤されたと聞いております。その資料に目を通さず、質問するのはいかなるものかと思って言わせていただきました。今後はこのことを飯塚市議会として生かしていただきたいと思っております。

さて委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましてはこの意を汲んでいただき、市民福祉向上のためまた市政発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

これもちまして平成25年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。